

令和7年度

岡山県アルコール健康障害対策連携会議資料

- (資料1) 第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況 P1
- (資料2) 岡山県アルコール健康障害サポート医について P21
- (資料3) 国のアルコール健康障害対策推進基本計画(案)
(第37回アルコール健康障害対策関係者会議資料より) P24
- (資料4) 「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」リーフレット . . P58
- (資料5) Webツール「アルコールウォッチ」 P59
- (資料6) 岡山県アルコール健康障害対策連携会議設置要綱 P60
- (資料7) 岡山県アルコール健康障害対策連携会議の公開について P61

令和8年2月16日

岡山県保健医療部健康推進課

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
<p>第4章 施策の方向と具体的取組 【発生予防：1次予防】 1 教育の振興等 (1) 学校教育・家庭に対する啓発の推進</p>			
1	<p>○学校において、学習指導要領に基づいた、飲酒が健康に与える影響等に関する指導を継続します。</p>	<p>学習指導要領に基づき、児童生徒に対して、教科としての保健体育だけでなく、その他の教科や特別活動、総合的な学習の時間等において、教科横断的な飲酒防止教育の実施や「アルコール関連問題啓発週間」の周知等、様々な機会、方法を通じて、アルコール関連問題の指導に努めた。</p>	<p>保健主事や養護教諭等を対象とした研修の中で、学習指導要領に基づいた教科横断的な飲酒防止教育の実施について指導伝達を行い、学校での飲酒に関する指導の充実を図る。</p> <p>教育委員会（保健体育課）</p>
2	<p>○健康に関する教材、飲酒の防止に関する指導参考資料等の紹介を行うとともに、学校関係者対象の研修会において周知を図り、学校での指導をより一層効果的に進めます。</p>	<p>新任保健主事研修講座や学校保健研修講座、学校保健会ブロック研修会等において、20歳未満の飲酒防止に関する資料（公益財団法人 日本学校保健会発行「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」等）を周知し、若年層からの飲酒に対する指導の強化に努めた。</p>	<p>学校関係者対象の研修会等で指導参考資料を紹介するなどして、アルコール関連問題の指導に努める。</p> <p>教育委員会（保健体育課）</p>
3	<p>○アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）や20歳未満飲酒防止強調月間（4月）等の機会を中心に、教職員や保護者に対し、アルコールが心身に及ぼす影響について更なる啓発を促します。</p>	<p>教職員に対しては、生活習慣病リスク等を広報誌に掲載し、意識啓発等を行った。</p>	<p>会議・研修会や広報誌における周知等により教職員一人一人に啓発します。</p> <p>教育委員会（福利課）</p>
4	<p>○高校、大学等において、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント防止、成年年齢引き下げ後も20歳未満の者の飲酒は禁止されていること等について周知します。</p>	<p>・川崎医療福祉大学に於いて「啓発活動」（令和6年6月10日、参加数：1年生80名含む・断酒会員6名、時間：1時間30分） ・岡山県立大学の先生・生徒が例会に参加（見学）に来られた。 ・アルコール依存症と断酒会の役割・飲酒リスク等、断酒会会員による体験発表。将来、福祉関係へ従事する学生達なので、今後も継続したい。 ・医療関係・福祉関係・大学短大（看護学生）の学生へ問題飲酒と自助グループ（断酒会）の機会を増やしたい。 ・高等学校・中学校の学生対象の飲酒教室に自助グループとして、予防対策に協力したい。</p>	<p>・川崎医療福祉大学に於いて「啓発活動」（令和7年6月16日、参加数：1年生80名含む・断酒会員5名、時間：1時間30分） ・岡山県立大学の先生・生徒が例会に参加（見学）に来られた(10月24日、11月14日) ・アルコール依存症と断酒会の役割・飲酒リスク等、断酒会会員による体験発表。将来、福祉関係へ従事する学生達なので、今後も継続したい。 ・医療関係・福祉関係・大学短大（看護学生）の学生へ問題飲酒と自助グループ（断酒会）の機会を増やしたい。 ・高等学校・中学校の学生対象の飲酒教室に自助グループとして 予防対策に協力したい。</p> <p>岡山県断酒新生会</p>
	<p>県内の大学生等を対象にアルコール健康障害やアルコールハラスメント、20歳未満の飲酒防止等について出前講座を行い周知した（R6年度実績：大学等9校に実施）。</p>	<p>県内の大学生等を対象にアルコール健康障害やアルコールハラスメント、20歳未満の飲酒防止等について出前講座を行い周知します。</p>	<p>精神保健福祉センター</p>
5	<p>○岡山いきいき子どもプラン2020に基づき、妊婦やパートナーへの食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、医療機関と保健所、市町村の連携によるハイリスク妊産婦の支援を行います。</p>	<p>困難事例の検討や各所属の役割を共有し、現在の連携体制が今後も継続されるよう、研修会等を実施した。</p> <p>気になる母子支援連絡票等で把握したハイリスク妊産婦に対して、医療機関・市町村と連携しながら支援を実施した。</p>	<p>困難事例の検討や各所属の役割を共有し、現在の連携体制が今後も継続されるよう、研修会等を継続予定。</p> <p>気になる母子支援連絡票等で把握したハイリスク妊産婦に対して、医療機関・市町村と連携しながら引き続き支援を行う。</p> <p>県保健所</p>

備前

備中

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
	<p>ハイリスク妊産婦の支援として、岡山県産婦人科医会等の協力を得て、飲酒、喫煙、メンタルヘルス等のリスク因子から適切な支援につなげるよう市町村と連携し支援した。</p>	<p>ハイリスク妊産婦の支援として、岡山県産婦人科医会等の協力を得て、飲酒、喫煙、メンタルヘルス等のリスク因子から適切な支援につなげるよう市町村と連携し支援します。</p>	井笠
	<p>市と連携してハイリスク妊産婦の支援を行った。</p>	<p>引き続き、市と連携してハイリスク妊産婦の支援を行います。</p>	備北
	<p>保健所、市で個別支援をしているケースについて、母子の健やかな発育、発達が促進されるよう喫煙・飲酒を含めた健康づくりに関する保健指導を行った。また、妊娠期からの気になる母子支援連絡票活用や要保護児童対策地域協議会を通して、ハイリスク妊産婦を連携して支援した。</p>	<p>保健所、市で個別支援をしているケースについて、母子の健やかな発育、発達が促進されるよう喫煙・飲酒を含めた健康づくりに関する保健指導を行います。また、妊娠期からの気になる母子支援連絡票活用や要保護児童対策地域協議会を通して、ハイリスク妊産婦を連携して支援します。</p>	新見
	<p>周産期母子支援連絡会の開催等により、産科・精神科医療機関と保健所、市町村が連携した支援体制構築を図った。</p>	<p>引き続きハイリスク妊産婦の支援として、周産期母子支援連絡会を開催し、産科・精神科医療機関と保健所、市町村が連携した支援体制構築に努める。</p>	真庭
	<p>妊娠期から飲酒問題等を抱えているハイリスク妊産婦への支援については、産科・精神科医療機関と保健所、市町村が連携した保健指導を実施するといった、支援体制を構築できるよう、引き続き周産期母子支援関係者連絡会を開催している。また、市町が開催している養育支援会議への参加や、産婦人科から保健所に提供される「妊娠中からの気になる母子支援連絡票」を活用しハイリスク妊産婦への個別支援状況について、確認検討を行っている。</p>	<p>妊娠期から飲酒問題等を抱えているハイリスク妊産婦への支援については、産科・精神科医療機関と保健所、市町村が連携した保健指導を実施するといった、支援体制を構築できるよう、引き続き周産期母子支援関係者連絡会を開催する。また、引き続き市町が開催している養育支援会議への参加や、産婦人科から保健所に提供される「妊娠中からの気になる母子支援連絡票」を活用しハイリスク妊産婦への個別支援状況について、確認検討を行う。</p>	美作
	<p>産科・精神科医療機関と保健所、市町村の連携によるハイリスク妊産婦の支援を実施するため、周産期母子支援関係者連絡会を開催し、支援体制の構築に努めた。</p>	<p>産科・精神科医療機関と保健所、市町村の連携によるハイリスク妊産婦の支援を実施するため、周産期母子支援関係者連絡会を開催し、支援体制の構築を図る。妊娠期からの気になる母子支援連絡票や要保護児童対策地域協議会を通して、市町村と連携してハイリスク妊産婦を支援する。</p>	勝英
6	<p>〇県内の指定自動車教習所で行う学科講習に際し、飲酒運転防止に係るカリキュラムを確実に実施するよう指導します。</p>	<p>県内の指定自動車教習所で行う学科講習に際し、飲酒運転防止に係るカリキュラムを確実に実施するよう指導します。</p>	警察本部（運転免許課）
<p>（2）職場教育の推進</p>			
7	<p>〇事業者、急性アルコール中毒や女性特有のリスク、退職後の飲酒の問題化、アルコールハラスメント等、飲酒に伴うリスクの正確で有益な情報を提供します。</p>	<p>3年に一度の受講を法定義務とされている酒類酒販管理研修を実施し、組合内外の小売販売事業者、飲酒に伴うリスクを最新事例を交えながらお伝えしました。県内での研修開催回数は51回、総受講人数は1,182名でした。また令和6年8月22日に県内各組合の講師講習を実施し、最新の社会情勢や事件記事・情報アップデートやスキルアップを継続的に図っています。</p>	岡山県小売酒販組合連合会

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
	岡山小売酒販組合の研修会に講師として参加し、アルコール健康障害についての講義を行った。	希望があった事業者に対して、アルコール健康障害についての講義を行います。	精神保健福祉センター
	「おいしくお酒を飲むための教室」を実施。実施事業場数は8件、延べ214人の参加者が得られた。また、プログラム内容の改訂に取り組んだ。	「おいしくお酒を飲むための教室」を事業所の要望に応じて、オンライン開催を含め柔軟に対応していくとともに、プログラム内容の改定、改定したプログラムで実施する。	岡山市こころの健康センター
8	○運輸事業における乗務員等の酒気帯び乗務の防止のため、講習等を通じ、アルコールに関する基礎知識や酒気帯び乗務の禁止等について周知・指導を行います。また、乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について、更なる徹底を図ります。	○運輸事業における乗務員等の酒気帯び乗務の防止のため、講習等を通じ、アルコールに関する基礎知識や酒気帯び乗務の禁止等について周知・指導を行います。また、乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について、更なる徹底を図ります。	警察本部（交通企画課）
	岡山県安全運転管理者協議会連合会の講習会に講師として参加し、適正飲酒と飲酒運転との関係について講義した。	安全運転管理者講習など、講師依頼等があれば検討します。	精神保健福祉センター
	「おいしくお酒を飲むための教室」にて、アルコールの分解に必要な時間を解説。また、事業場に応じてアルコール検知器使用についても触れた。商工会議所のメルマガジンに関連情報を掲載し、教室案内を行った。	「おいしくお酒を飲むための教室」にて、飲酒運転に関わる内容を解説するとともに、商工会議所メルマガを通じて、教室案内を行う。	岡山市こころの健康センター
(3) 広報・啓発の推進			
①適正飲酒に関する知識の普及の推進			
9	○県内の生活習慣病のリスクを高める飲酒量を知っている人の割合など実態調査し、必要な広報、啓発を行います。	県民健康調査は定期的（5年に1回程度）実施しており、令和6年度は実施しなかったが、県と連携協定を結んでいる大塚製薬（株）と協働してセミナーを開催し、令和3年に実施した調査結果について医療従事者へ周知した。	健康推進課
10	○適正飲酒に関する知識を普及するため、県、市町村、事業者及び自助グループなどで連携し、適正飲酒講座を開催するなど様々な方法で広報、啓発を行います。	酒造組合では、広島国税局酒類業調整官が開催している県内大学の「お酒に関する講座」に、啓発資料「二十歳からの日本酒BOOK」を提供、開催に協力している。 R6の実績は、9大学 525名が聴講。	岡山県酒造組合

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
	<p>毎年4月には「20歳未満飲酒禁止・飲酒運転撲滅キャンペーン」を県内各組合が実施しているが、令和4年より県内のスポーツ団体・高校との連携でさらなる普及啓蒙に努めている。</p> <p>一般社団法人「岡山県酒問題ゼロLab.」を発足し、生販三層はもちろん、飲食や車に関する関係団体・組合組織に後援団体を依頼し、運動の輪を広げてきた。ただし組合未加入の酒販売業者への加入に苦しんでおり、とくに業務用廉売店やスーパー・コンビニ・ドラッグなどチャーンストアの加入協力が広がらない。</p> <p>令和6年11～12月には、税務署との連携で未加入団体への加入干渉を行ったが、アルコール問題への意識が希薄なのか成果がほぼなかった。</p> <p>令和6年6月から全国の小売組合中央会の役員になり、オンラインでの研修を試行し、さらに今後は各店舗のレジ担当への販売管理研修実施を提言して来た。</p>	<p>毎年4月には「20歳未満飲酒禁止・飲酒運転撲滅キャンペーン」を県内各組合が実施しているが、令和4年より県内のスポーツ団体・高校との連携でさらなる普及啓蒙にさらに努めて行く。</p> <p>一般社団法人「岡山県酒問題ゼロLab.」を発足し、生販三層はもちろん、飲食や車に関する関係団体・組合組織に後援団体を依頼し、運動の輪を広げてきた。ただし組合未加入の酒販売業者への加入に苦しんでおり、とくに業務用廉売店やスーパー・コンビニ・ドラッグなどチャーンストアの加入協力が広がらない。</p> <p>令和6年11～12月には、税務署との連携で未加入団体への加入干渉を行ったが、アルコール問題への意識が希薄なのか成果がほぼなかった。引き続き税務当局との関係強化を図る。オンラインでの研修受講の促進に努め、さらに各店舗のパート・アルバイトやレジ担当への販売管理研修実施をさらに勧奨して行く。</p>	岡山県小売酒販組合連合会
	岡山市二十歳の集いでアルコールパッチテスト（お酒に強い体質かどうか）を簡易的に判定するテスト）を配布し、正しい飲酒知識の啓発や急性アルコール中毒の予防を推奨した。	岡山市二十歳の集いでアルコールパッチテスト（お酒に強い体質かどうか）を簡易的に判定するテスト）を配布し、正しい飲酒知識の啓発や急性アルコール中毒の予防を推奨する。	キリンビール
	<p>毎月月末、当会行事予定（研修会・断酒例会等のカレンダー形式）を当会員、医療行政の関係部門約100件、賛助会員約50名へ送付している。</p> <p>ホームページもそれに併せて更新している。当会機関紙「ともしび」年3回、全断連機関紙「かがり火」年6回も送付して、啓発活動を行っている。</p>	<p>毎月月末、当会行事予定（研修会・断酒例会等のカレンダー形式）を当会員、医療行政の関係部門約100件、賛助会員約50名へ送付している。</p> <p>ホームページもそれに併せて更新している。当会機関紙「ともしび」年3回、全断連機関紙「かがり火」年6回も送付して、啓発活動を行っている。</p>	岡山県断酒新生会
	適正飲酒に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行った。	適正飲酒に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行うとともに、管内市町の課題や要望を把握し、必要であれば研修等を検討する。	県保健所
	アルコール関連問題に係るポスターの掲示を行うと共に、11月の週間では、市町とも啓発資材を共有し、連携した広報を行った。また、県のHPにもアルコール依存に関するページを掲載し、知識の普及啓発を行った。	適正飲酒やアルコール関連問題に係るポスターの掲示を行うと共に、必要時には市町とも連携した広報・啓発を行う。インターネット等も活用し、適正飲酒に関する知識の普及啓発を行う。	備前
	適正飲酒に関する知識を普及するため、庁舎内のポスター掲示等で啓発を行った。	適正飲酒に関する知識を普及するため、庁舎内のポスター掲示等で啓発を行います。	備中
	適正飲酒に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行った。	適正飲酒に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行います。	井笠 備北

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
	適正飲酒に関するポスターや教育資材を庁舎内で配布及び掲示。ポスターを市へ配布。また、市主催の住民向け研修会において、リーフレットを配布。	適正飲酒に関するポスターや教育資材を庁舎内で配布及び掲示します。また、ポスター等に関係機関に配布します。	新見
	アルコール関連問題ポスターの掲示や啓発資材の配布を行った。また、管内市村・医療機関・断酒会が連携した「アルコールと健康を考える会」として支援者研修会等を実施した。	引き続きポスター掲示等で知識の普及啓発を行う。管内市村・医療機関・断酒会等と連携し、適正飲酒に関する知識を普及するため研修会や講座を開催する。	真庭
	引き続き、事業担当保健師だけでなく、新任期保健師もまた院内例会や家族会、記念大会に出席した。当事者理解を深めるとともに断酒会会員との結びつきを強めるよう尽力した。断酒会だけでなく、必要に応じて市町とも情報共有を行い、協働して広報・啓発を行った。	院内例会や家族会、記念大会へ出席するなど断酒会会員と定期的に顔を合わせ、精神保健福祉相談等でアルコール関連問題を抱える方に断酒会を紹介し、会の参加につなげる。断酒会だけでなく、必要に応じて市町とも情報共有を行い、協働して広報・啓発にあたる。	美作
	適正飲酒に関する知識を普及するため、ポスターを掲示した。	適正飲酒に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行う。	勝英
	断酒新生会にアルコール依存に関する資材（パネル）を貸し出し、広報、普及啓発を行った。	希望があった団体や関係機関に対して、適正飲酒に関する資材を提供するなど、広報、普及を行います。	精神保健福祉センター
	「おいしくお酒を飲むための教室」や、一般医療機関アルコール専門研修、アルコール支援者専門研修を実施した。啓発カード、パンフレットの設置、ポスター掲示等、幅広く広報、啓発を行った。	「おいしくお酒を飲むための教室」や、一般医療機関アルコール専門研修、アルコール支援者専門研修を実施する。啓発カード、パンフレットの設置、ポスター掲示等、幅広く広報、啓発を行う。	岡山市こころの健康センター
②飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進			
11 ○アルコール健康障害対策に関する先進的な取組事例を収集して、周知します。	国が実施する研修等に積極的に参加し、先進的な取り組み事例を収集し、それらを保健所・支所担当者連絡会議や研修の場で情報提供した。	国が実施する研修等に積極的に参加し、先進的な取り組み事例を収集し、それらを保健所・支所担当者連絡会議や研修の場で情報提供し、周知します。	精神保健福祉センター
	医師やコメディカルで構成する岡山アルコール依存症早期支援ネットワーク会議を開催し、事例検討会、内科医と精神科医との連携等、先進的な取り組み事例を収集し周知した。	医師やコメディカルで構成する岡山アルコール依存症早期支援ネットワーク会議を開催し、事例検討会、内科医と精神科医との連携等、先進的な取り組み事例の収集・周知を行う。	岡山市こころの健康センター
12 ○アルコール関連問題啓発週間、20歳未満飲酒防止強調月間等の機会や、健康おかやま21、健やか親子21等の活動を通じて、正しい知識を重点的に普及させ、当事者やその家族がアルコール健康障害やアルコール依存症の問題に気づくことができるような情報を提供します。	飲酒運転撲滅キャンペーン（全断連） 飲酒運転撲滅及び、酒害啓発チラシ・ポケットティッシュ等配布 ①10月27日（土）くらしき福祉プラザ ②11月9日（土）岡山市エブリー津高店 ※②では、パッチテスト・スクリーニング及び酒害相談も同時に開催 市保健所の協力により保健師を派遣して頂き、AUDITでアドバイスを受け、大変有意義であったので、今後は市保健所等の行事予定に組み込んで頂き、共催出来ればと考えている。 ・岡山県立図書館より、当会機関紙「ともしび」の展示依頼があり今年度より展示してもらおう。	飲酒運転撲滅キャンペーン（全断連） 飲酒運転撲滅及び、酒害啓発チラシ・ポケットティッシュ等配布 ①10月25日（土）くらしき福祉プラザ（生きる支える） ②11月16日（日）岡山市エブリー津高店 ※②では、パッチテスト・スクリーニング及び酒害相談も同時に開催 市保健所の協力により保健師を派遣して頂き、AUDITでアドバイスを受け、大変有意義であったので、今後は市保健所等の行事予定に組み込んで頂き、共催出来ればと考えている。 ・岡山県立図書館より、当会機関紙「ともしび」の展示依頼があり今年度より展示してもらおう。	岡山県断酒新生会

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
		ポスターやパンフレットを用いて普及啓発を行った。	今後もポスターやパンフレットを用いて普及啓発予定。	県保健所	備前
		パンフレットの設置やポスター掲示に加え、ラジオや電光掲示板でアルコール関連問題啓発週間に合わせて周知を実施した。	引き続きパンフレットの設置やポスター掲示に加え、ラジオや電光掲示板でアルコール関連問題啓発週間に合わせて周知を実施する。		備中
		アルコール関連問題啓発週間、20歳未満飲酒防止強調月間に、庁舎内にポスターを掲示し、啓発を行った。	アルコール関連問題啓発週間、20歳未満飲酒防止強調月間に、庁舎内にポスターを掲示し、啓発を行います。		井笠
		アルコール健康障害やアルコール依存症の問題に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行った。	アルコール健康障害やアルコール依存症の問題に関する知識を普及するため、ポスター掲示等で啓発を行います。		備北
		・アルコール関連問題啓発週間や未成年飲酒防止強化月間に関するポスターを庁舎内に掲示。 ・当事者や家族との面接や訪問に際し、断酒会や精神科医療センター作成の資材等を用いた情報提供や健康教育を実施。	・アルコール関連問題啓発週間や未成年飲酒防止強化月間に関するポスターや教育資材を庁舎内で配布及び掲示します。また、ポスター等を関係機関に配布します。 ・当事者や家族との面接や訪問に際し、断酒会や精神科医療センター作成の資材等を用いた情報提供や健康教育を実施します。		新見
		アルコール関連問題啓発週間に合わせて、ポスター掲示等により普及啓発を行った。	引き続きアルコール関連問題啓発週間や20歳未満飲酒防止強調月間に合わせて、ポスター掲示等により普及啓発を行う。		真庭
		所内にアルコール依存症に関するポスターやパンフレットを通年設置した。アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）、20歳未満飲酒防止強調月間（4月）にはその時期に合わせた所内にポスターを掲示した。	アルコール関連問題啓発週間、20歳未満飲酒防止強調月間には所内にポスターを掲示する。その期間以外にも、通年設置できる掲示物については、通年設置し、更なる普及啓発を行う。		美作
		アルコール関連問題啓発週間や20歳未満飲酒防止強調月間に庁舎内にポスターを掲示した。	アルコール関連問題啓発週間や20歳未満飲酒防止強調月間に庁舎内にポスターを掲示し、啓発を行う。		勝英
		県有施設でのパネル資料展示と情報提供を行った。	パネル資料展示やアルコール関連問題啓発について、各保健所や市町村、断酒会等から依頼があれば、資材を貸し出します。		精神保健福祉センター
		啓発週間に合わせて普及啓発ポスターを作成し、一般企業や医療機関等へ配布した。また、一般企業で「おいしくお酒を飲むための教室」について動画視聴を行った。	啓発週間に合わせて普及啓発ポスターを作成し、一般企業や医療機関等へ配布し、正しい知識の普及を行う。		岡山市こころの健康センター
13	○飲酒チェックツール等の紹介と、それらを活用したお酒の飲み方や適正飲酒の普及を行います。	所内窓口に国が作成した飲酒チェックツールを掲示し、適正飲酒の普及啓発を行った。	所内窓口に国が作成した飲酒チェックツールを掲示し、適正飲酒の普及啓発を行う。	県保健所	美作
		ホームページにてツール等を公開し、出前講座を通してお酒の飲み方や適正飲酒の普及を行った。	ホームページにてツール等を公開し、出前講座を通してお酒の飲み方や適正飲酒の普及を行います。		精神保健福祉センター
		飲酒チェックツールのカードを関係機関に配布するとともに、個別相談や研修でも活用した。	飲酒チェックツールのカードを関係機関に配布するとともに、個別相談や研修でも活用する。		岡山市こころの健康センター
③アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進					
14	○行政、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、以下の2点に重点を置いた啓発を実施します。	出前講座を通して、行政、関係団体、事業者などと連携し、啓発に関する研修会講師を引き受けた。内容については、第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画も参考にした。	出前講座を通して、行政、関係団体、事業者などと連携し、啓発に関する研修会講師を引き受ける。内容については、第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画も参考にする。	岡山県精神科医療センター	
	1)アルコール依存症は、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患で				

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
あること、治療や断酒・減酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること 2)アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情報 また、国の定める「飲酒ガイドライン」を参考に、飲酒による人体への影響、避けるべき飲酒行動、飲酒に当たったの留意点等についても周知を図ります。	県内7カ所の院内例会・22カ所の会場で断酒例会を開催。医療・行政と連携して、アルコール依存症者の回復に向けた支援を行っている。断酒新生会の目的である酒害者及び家族の救済を今後も医療・行政と連携して行う。	県内7カ所の院内例会・23カ所の会場で断酒例会を開催。医療・行政と連携して、アルコール依存症者の回復に向けた支援を行っている。断酒新生会の目的である酒害者及び家族の救済を今後も医療・行政と連携して行う。	岡山県断酒新生会	
	・県北2カ所の院内例会・6ヶ所の会場と会員自宅等で断酒例会を開催。 ・家族例会を毎月、院内例会2回、本部例会を1回開催。 ・真庭アルコールと健康を考える会で月1回 ・風曜日で行政、医療、支援者と開催。 ・更生保護法人美作自修会との合同例会を月一回開催。	・県北2カ所の院内例会・6ヶ所の会場と会員自宅等で断酒例会を開催。 ・家族例会を毎月、院内例会2回、本部例会を1回開催。 ・真庭アルコールと健康を考える会で月1回 ・風曜日で行政、医療、支援者と開催。 ・更生保護法人美作自修会との合同例会を月一回開催。	岡山県津山断酒新生会	
	—	—	おかやまたけのこ会	
	アルコール依存症に関する件でも、上記3)①の機会を利用して、酒類小売事業者への普及啓蒙に努めています。	アルコール依存症に関する件でも、上記3)①の機会を利用して、酒類小売事業者への普及啓蒙に努めています。	岡山県小売酒販組合連合会	
	「DRINK FOR FUTURE」をスローガンとし、アルコールの有害摂取の根絶と節度ある飲酒文化の醸成に向けた情報発信をホームページ等を通じて実施している。	「DRINK FOR FUTURE」をスローガンとし、アルコールの有害摂取の根絶と節度ある飲酒文化の醸成に向けた情報発信をホームページ等を通じて実施する。	キリンビール	
	ポスターやパンフレットを用いて普及啓発を行った。	今後もポスターやパンフレットを用いて普及啓発していく。	県保健所	備前
	ポスターを掲示し、アルコール依存症や相談窓口について啓発すると共に、市町の職員向けに、ゲートキーパー養成講座と関連した依存症の知識を啓発する研修会を実施した。	必要に応じて、市町や断酒会等とも連携しながらアルコール依存症の正しい知識の普及を検討する。		備中
	アルコール関連問題に関するポスターやパンフレットを使用し、普及啓発を行った。	アルコール関連問題に関するポスターやパンフレットを使用し、普及啓発します。		井笠
	各種啓発資材や相談機関案内の配布、掲示を行った。	各種啓発資材や相談機関案内の配布、掲示を行う。		備北
	各種啓発資材や相談機関案内等を庁舎内に掲示及び配布した。 当事者や家族との面接や訪問時に、1) 2) の内容について周知した。	各種啓発資材や相談機関案内の配布や掲示を行います。 当事者や家族からの相談場面において、啓発資材等を活用しながら1) 2) の内容を周知します。		新見
庁舎内にアルコール関連問題ポスター掲示やパンフレットを事務所内に設置し、啓発に務めた。管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」として支援者向け研修会や高校生向けの講座を実施した。	引き続きポスター掲示やパンフレット等啓発資材の配布等で啓発していく。管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」として研修会や講座を開催する。		真庭	
1)2)所内にアルコール依存症に関するポスターやパンフレットを通年設置した。アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）、20歳未満飲酒防止強調月間（4月）にはその時期に合わせた所内にポスターを掲示した。また、森林組合所属職員を対象に、アルコール関連問題や適正飲酒について健康教育を行った。	所内に国が作成するポスターや飲酒チェックツールを掲示したり、アルコール関連問題を抱える来所者に啓発資材の配布を行う。企業などを対象とした健康教育の機会があれば、アルコール関連問題をテーマに取り扱う。		美作	

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
	ポスターを掲示し、アルコール依存症や相談窓口について啓発した。	ポスターやパンフレットを用いて普及啓発していく。 必要に応じて、市町村や断酒会等と連携しながら、アルコール依存症について正しい知識の普及をする。		勝英
	ホームページでアルコール依存症に関わる資料の公開や大学等へ出前講座を実施したほか、家族向けのパンフレットにも飲酒チェックツール等の紹介を載せており、これらを保健所等の支援機関や相談者に配布をして普及啓発を行った。	ホームページでアルコール依存症に関わる資料の公開や大学等へ出前講座を実施するほか、家族向けのパンフレットにも飲酒チェックツール等の紹介を載せており、これらを保健所等の支援機関や相談者に配布をして普及啓発を行います。	精神保健福祉センター	
	アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込み、個別相談ではアルコール依存症に関する知識や望ましい対応を伝えた。 「おいしくお酒を飲むための教室」において知識の普及を図った。	アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込み、個別相談ではアルコール依存症に関する知識や望ましい対応を伝える。 「おいしくお酒を飲むための教室」において知識の普及を図るとともに、プログラム内容の検討により、改定に取り組む。	岡山市こころの健康センター	
15	○啓発に際しては、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野にいれるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者やその家族が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図ります。	研修会の目的などを考慮し、自助グループ等と連携した。各種自助グループと連携し、院内での例会やミーティングが開催できるようにした。	岡山県精神科医療センター	
	①岡山県アルコール健康障害サポート医育成研修に於いて出前体験談を行った。7月27日（本人）・12月14日（家族） ②岡山市こころの健康センター主催の講座に於いて出前体験談を2回行った。 ③岡山県アルコール関連問題研究会に於いて出前体験談を行った。11月30日 ④令和7年2月15日開催の「玉野こころの講演会」に於いて出前体験談を行った。	研修会の目的などを考慮し、自助グループ等と連携する。各種自助グループと連携し、院内での例会やミーティングが開催できるようにする。様々な依存症当事者の体験談や海外の自助グループに関する講演会を企画する。また当事者、支援者、家族などが集う「共同グループ」を立ち上げる。	岡山県断酒新生会	
	(自助グループと直接連携し、回復者や家族の体験談講演を行っている活動はありません。)	-	キンピール	
	市町が職員向けに開催するゲートキーパー養成講座の内容にアルコール依存症の知識も盛り込んでもらうよう依頼し、普及啓発活動を実施した。	必要に応じて、市町や断酒会等とも連携した研修会の実施について検討する。	県保健所	備中
	当事者や家族の回復が促進されるよう、適宜断酒会と連携しながら対応した。	当事者や家族の回復が促進されるよう、適宜断酒会と連携しながら対応していきます。		井笠
	取組実績なし。	必要に応じて、市や断酒会等とも連携した研修会の実施について検討する。		備北

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
	<p>随時保健師が断酒会例会に参加し、当事者理解を深めた。当事者や家族に断酒会に参加することを促し、初回参加時には保健師が同席。当事者や家族が断酒会員の体験談を聞くことで、正しい知識の普及とともに回復を促した。</p>	<p>随時保健師が断酒会例会に参加し、当事者理解を深めるとともに、飲酒に悩む家族等に断酒会や家族会を紹介し啓発に努めます。 管内医療機関や警察など関係機関から相談や情報提供があった時には、連携して支援をします。また、関係機関から保健所に相談や情報提供を行える体制・関係を維持します。</p>	新見
	<p>管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」で毎月カフェ（座談会）を開催した。また、断酒会の協力のもと「お酒の悩み相談」を実施した。</p>	<p>管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」で毎月カフェ（座談会）を開催する。断酒会の協力のもと「お酒の悩み相談」を開催する。</p>	真庭
	<p>依存症に関する相談対応時、断酒会・家族会について紹介し、啓発の機会としている。相談希望があれば、断酒会会員による保健所内での相談や訪問など、相談者の希望に応じた支援体制を整備している。</p>	<p>断酒会・家族会について依存症に関する相談対応時、普及啓発を行う。相談希望があれば、断酒会会員による保健所内での相談や訪問など、相談者の希望に応じた支援に取り組む。</p>	美作
	<p>個別の相談支援のなかで、相談者が自助グループへつながれたり、回復者やその家族の体験談の講演等に参加できるよう、自助グループと連携を図った。</p>	<p>個別の相談支援のなかで、相談者が自助グループへつながれたり、回復者やその家族の体験談の講演等に参加できるよう、自助グループと連携を図ります。</p>	精神保健福祉センター
	<p>個別相談ではアルコール依存症に関する知識や望ましい対応を伝えるとともに、「おいしくお酒を飲むための教室」において知識の普及に努めた。アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込んだ。</p>	<p>個別相談ではアルコール依存症に関する知識や望ましい対応を伝えるとともに、「おいしくお酒を飲むための教室」において知識の普及に努める。アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込む。</p>	岡山市こころの健康センター
④地域における心の健康づくりの推進			
16 ○県内の保健所において、地域の人々を対象にアルコール関連問題に関して理解を深めてもらうための研修会等を開催します。	<p>— 啓発週間に合わせて庁舎内にポスターを掲示した。 所内にチラシやポスター等を設置している。</p>	<p>要望があれば検討予定。 啓発週間に合わせて所内にチラシやポスター等を設置する。 所内にチラシやポスター等を設置する。</p>	<p>県保健所 備前 真庭 美作</p>
17 ○愛育委員、民生委員等を対象に、アルコールの正しい知識をもち、相談窓口の紹介等ができる人材を養成します。	<p>— 研修会等の実績はなかった。 取組実績なし。 市と連携して、愛育委員・栄養委員等の健康ボランティアを対象としたアルコール関連問題の啓発をした。 美作保健所管内愛育委員連合会（1市3町）理事会にて、各市町会長4名にリーフレットを配布した。</p>	<p>必要に応じて実施を検討する。 必要に応じて市町村と連携し、実施を検討する。 市と連携して、愛育委員・栄養委員等の健康ボランティアを対象としたアルコール関連問題の啓発機会を検討する。 市と連携して、愛育委員・栄養委員等の健康ボランティアを対象としたアルコール関連問題の啓発をした。 市と連携して、愛育委員・栄養委員等の健康ボランティアを対象としたアルコール関連問題の啓発をします。 愛育委員等を対象にチラシを配布する。</p>	<p>県保健所 備前 備中 備北 新見 美作</p>
18 ○電話相談、来所相談等でアルコール関連問題などのストレス対策を含む心の健康づくりの推進を図ります。	<p>1. アルコール健康相談 総社市ふれあいセンター・毎月第4日曜日10：30～12：00 2. 酒害相談 禁酒会館 毎月第1・3土曜日13時～16時 3. ホームページ閲覧者依頼による電話相談 4. 病院・保健所等からの紹介（エスパーツ）による電話相談</p>	<p>1. アルコール健康相談 総社市ふれあいセンター・毎月第4日曜日10：30～12：00 2. 酒害相談 禁酒会館 毎月第1・3土曜日13時～16時 3. ホームページ閲覧者依頼による電話相談 4. 病院・保健所等からの紹介（エスパーツ）による電話相談</p>	岡山県断酒新生会

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
		1、美作保健所 勝央支所管内 毎月各所で酒害相談 2、真庭保健所管内 毎月各所で酒害相談 3、病院 各役場からの電話やSNS等酒害相談	1、美作保健所 勝央支所管内 毎月各所で酒害相談 2、真庭保健所管内 毎月各所で酒害相談 3、病院 各役場からの電話やSNS等酒害相談	岡山県津山断酒新生会	
		電話相談や家庭訪問等で個別支援を行った。	今後も相談時に対応していく。	県保健所	備前
		電話・来所での相談があれば、心の健康相談の利用や、医療機関や精神保健福祉センター、市町と連携しながら、こころの健康づくりを推進した。	相談があれば、引き続き関係機関と連携しながら対応していく。		備中
		電話・来所相談があった際には、こころの健康相談の利用や断酒会、医療機関、市町等と連携しながら、対応した。	電話・来所相談があった際には、こころの健康相談の利用や断酒会、医療機関、市町等と連携しながら、対応していく。		井笠
		定例日である精神保健福祉相談のほか、電話相談や来所相談等で個別支援を実施。	定例日である精神保健福祉相談のほか、電話相談や来所相談等で個別支援を実施する。		備北
		精神保健福祉相談などの各種相談について、保健所のホームページ等に掲載し、周知した。 研修会等に積極的に参加し、保健師の相談支援対応力向上に務めた。	精神保健福祉相談などの各種相談について、保健所のホームページや市広報誌、新聞等に掲載し、周知します。 電話や来所相談に対応する保健師の相談支援対応力向上のための事例検討や研修等へ積極的に参加し、適切な対応と連携を図ることができるように努めます。		新見
		精神保健福祉相談（毎月）や電話・来所相談等で随時個別支援を実施。管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」で毎月カフェ（座談会）を開催した。また、断酒会の協力のもと「お酒の悩み相談」を実施した。	精神保健福祉相談（毎月）や電話・来所相談にて相談支援を行う。管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」によるカフェ（毎月）や「お酒の悩み相談」を開催する。		真庭
		電話相談や来所相談時に、必要に応じて関係機関と連携して相談対応している。	電話相談や来所相談時に、必要に応じて関係機関と連携して相談対応する。		美作
		相談があれば、関係機関と連携して対応している。精神保健福祉相談の活用や断酒会等の自助グループを紹介した。	相談時は、関係機関と連携して対応する。精神保健福祉相談の活用や断酒会等の自助グループを紹介する。		勝英
		電話相談、来所相談において、アルコール関連問題を抱える相談者への支援を実施し、必要に応じて保健所、自助グループとも連携しながら心の健康づくりを推進した。	電話相談、来所相談を継続します。	精神保健福祉センター	
		相談専用電話を設置し、こころの健康づくりを推進するとともに、必要に応じて依存症コーディネーターによる電話・来所相談を実施した。	相談専用電話を設置し、こころの健康づくりを推進するとともに、必要に応じて依存症コーディネーターによる電話・来所相談を実施する。	岡山市こころの健康センター	
⑤飲酒運転を許さない社会環境づくり					
19	○岡山県飲酒運転を許さない社会環境づくり条例に基づき、多様な年齢層、職域等の対象に応じ、研修会等の開催など、飲酒運転防止のため必要な教育を行います。	ボランティア団体や市町村職員対象の研修会において、飲酒運転防止について啓発するとともに、必要な知識の向上を図った。	ボランティア団体や市町村職員対象の研修会において、飲酒運転防止について啓発するとともに、必要な知識の向上を図る。	くらし安全安心課	

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
20	また、飲酒運転根絶宣言店の登録や、飲酒運転をしません宣言運動などを通じて、飲酒運転をしない、させない、許さないという県民意識の高揚を図ります。	飲酒運転根絶宣言店の登録を推進した（R6度末1026店舗）。また、ストップ飲酒運転県民運動や時季の交通安全県民運動における広報啓発、飲酒運転防止に関する交通安全DVDの貸出事業を通じて飲酒運転根絶の気運の更なる醸成に努めた。	飲酒運転根絶宣言店の登録を推進する。また、ストップ飲酒運転県民運動や時季の交通安全県民運動における広報啓発、飲酒運転防止に関する交通安全DVDの貸出事業を通じて飲酒運転根絶の気運の更なる醸成に努める。	くらし安全安心課	
21	○県内の指定自動車教習所で行う学科講習に際し、飲酒運転防止に係るカリキュラムを確実に実施するよう指導しています。	指定自動車教習所に対して、学科講習を行うに際し、飲酒が運転（認知・判断・操作）に及ぼす影響や飲酒事故の悲惨さ等を確実に教養するよう指導した。	県内の指定自動車教習所で行う学科講習に際し、飲酒運転防止に係るカリキュラムを確実に実施するよう指導します。	警察本部（運転免許課）	
⑥自殺対策に関する事業との連携					
22	○自殺対策に関する事業の県民向けゲートキーパー研修等において、アルコール関連問題を取り上げる機会を増やして知識の普及を図ります。	今年度は直接アルコール関連問題について取り上げなかったが、今後も対象に合わせて取り上げることを検討する。	必要に応じて市町と連携しながら実施を検討する。	県保健所	備前 備中 備北 新見 美作
		市で実施した職員向けゲートキーパー養成講座にアルコール依存症の内容について取り入れて実施した。	必要に応じて市町と連携しながら実施を検討する。		
		取組実績なし。	必要に応じて市町と連携しながら実施を検討する。		
		取組実績なし。	市と連携しゲートキーパー養成講座や心の健康づくり講座において飲酒も含めた生活習慣やメンタルヘルスの啓発を行います。		
		市町で実施しているゲートキーパー研修内容について、適宜相談対応している。	市町で実施しているゲートキーパー研修内容について、適宜相談対応する。		
2 不適切な飲酒の誘引の防止					
(1) 提供、販売、広告、表示					
23	○飲食店等での20歳未満の者への酒類提供等について、指導・取締りの強化を行います。	街頭補導活動や岡山県青少年健全育成条例等に基づく立入調査等において、酒類の提供・販売を行うコンビニエンスストア等の管理者等への指導を行ったほか、風営適正化法に基づく立入調査等において、深夜における酒類提供飲食店の管理者等への指導を行った。	酒類の提供・販売を行うコンビニエンスストアや深夜における酒類提供飲食店の管理者等への指導を行います。	警察本部（生活安全企画課、少年課、生活安全捜査課）	
24	○風俗営業管理者等を対象とした管理者講習を通じ、20歳未満の者に対する酒類提供の禁止を呼びかけるとともに、風俗営業所への立入り等のあらゆる機会を活用した指導、取締りを推進します。	20歳未満の者に対する酒類提供等防止の観点から、管理者講習を通じ風俗営業の営業所における20歳未満の者に対する酒類提供禁止を呼び掛けるとともに、風俗営業所への立入り等の機会を活用して指導、取締りを推進した。	20歳未満の者に対する酒類提供等防止の観点から、今後も継続して管理者講習を通じ風俗営業の営業所における20歳未満の者に対する酒類提供禁止を呼び掛けるとともに、風俗営業所への立入り等の機会を活用して指導、取締りを推進した。	警察本部（生活安全企画課、生活安全捜査課）	
25	○自主基準に応じた運用が確実に行われるよう、酒類関係事業者と行政が連携して取り組むとともに、必要に応じ自主基準の改定を促します。	—	自主基準に応じた確実な運用や、自主基準の適切な改定を促すため、必要に応じて対策に取り組みます。	国税庁（健康推進課）	
(2) 少年補導の強化					
26	○酒類を飲用等した少年の補導の強化を図るとともに非行防止教室等での啓発活動などを推進します。	街頭補導活動や学校等での非行防止教室等により、20歳未満の者の飲酒禁止について、啓発活動を推進した。	街頭補導活動や学校等での非行防止教室等により、20歳未満の者の飲酒禁止について、啓発活動を推進します。	警察本部（少年課）	
【早期発見・早期対応：2次予防】					
3 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等					
(1) 飲酒運転をした人等ハイリスク者に対する指導等					

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
①飲酒運転をした人に対する指導等				
27	○飲酒運転をした人にアルコール依存症等の疑いがある場合には、本人またはその家族等に対し、専門医療機関の受診や相談拠点への相談等を助言するなど、再発防止に向けた取組を行います。	県内7カ所の院内例会・22カ所の会場で断酒例会を開催。医療・行政と連携して、アルコール依存症者の回復に向けた支援を行っている。断酒新生会の目的である酒害者及び家族の救済を今後も医療・行政と連携して行う。	県内7カ所の院内例会・23カ所の会場で断酒例会を開催。医療・行政と連携して、アルコール依存症者の回復に向けた支援を行っている。断酒新生会の目的である酒害者及び家族の救済を今後も医療・行政と連携して行う。	岡山県断酒新生会
		飲酒運転で免許取消処分を受けた者が対象の「飲酒取消処分者講習」において、飲酒行動の改善を促すプログラムを実施したほか、依存症が疑われる受講者については、医療機関や自助団体を紹介する取組を実施した。	飲酒運転をした人にアルコール依存症等の疑いがある場合には、本人またはその家族等に対し、専門医療機関の受診や相談拠点への相談等を助言するなど、再発防止に向けた取組を行います。	警察本部（運転免許課、運転管理課）
②暴力・虐待・自殺未遂等をした人への指導等				
28	○警察が取り扱った暴力・虐待事件及び自殺未遂等の問題を起こした人がアルコール依存症の疑いがある場合には、必要に応じて、本人またはその家族等に対し専門医療機関での受診や相談拠点への相談等を助言します。	警察が取り扱った事案等の当事者にアルコール依存症の疑いがあった場合には、必要に応じて、本人又はその家族等に対し、専門医療機関での受診等を助言した。	警察が取り扱った事案等の当事者にアルコール依存症の疑いがあった場合には、必要に応じて、本人又はその家族等に対し、専門医療機関での受診等を助言します。	警察本部（生活安全企画課）
	29	○警察で酩酊の人を保護した場合には、酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律第7条に該当するかを検討し、保健・医療の支援へつなげるため、保健所長への通報等を行います。	酩酊者を保護し、当該酩酊者をアルコールの慢性中毒者又はその疑いのある者と認めるときは、速やかに酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律第7条により、保健所長に通報した。	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止に関する法律に基づき、適切に保健所へ通報等を行います。
4 健康診断及び保健指導				
(1) 地域におけるアルコール健康障害への早期介入の推進				
①危険な飲酒をする者等の早期発見・早期介入				
30	○特定健康診査、特定保健指導の実施率の向上に取り組み、適正飲酒の啓発を図ることやアルコール健康障害が疑われる者には、内科など必要な医療への早期受診の促進に努めます。	—	—	岡山県保険者協議会
	31	また、「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】（平成30(2018)年4月）」（厚生労働省健康局）に定められたアルコール使用障害スクリーニングの実施や研修会を通じた人材育成により、ブリーフインターベンションの取組を推進し、アルコール依存症が疑われる者には専門医療機関への受診につなげられるよう、必要な相談機関の周知を図ります。	岡山県アルコール健康障害サポート医の養成研修を含む依存症支援者研修（岡山県精神科医療センターに委託して実施）等を通じて、医療従事者等の人材育成を図ることにより、ブリーフインターベンションの取組を推進し、相談機関の周知を行った。 アルコール健康障害サポート医養成研修：2回実施（R6.7.27、12.14）	岡山県アルコール健康障害サポート医の養成研修を含む依存症支援者研修（岡山県精神科医療センターに委託して実施）等を通じて、医療従事者等の人材育成を図ることにより、ブリーフインターベンションの取組を推進し、相談機関の周知を行う。
32	○専門医療機関のほかに、アルコール健康障害対策推進の拠点として、精神保健福祉センターにおいて依存症にならないための予防対策を推進します。	相談拠点として、相談活動、普及啓発、人材育成等を行い、予防対策を推進した。	相談拠点として、相談活動、普及啓発、人材育成等を行い、予防対策を推進します。	精神保健福祉センター
		事業所向けに「おいしくお酒を飲むための教室」を実施。お酒に関する知識面（身体への影響、飲酒量、配慮ある飲酒の仕方等）の出席講座を行った。	事業所向けに「おいしくお酒を飲むための教室」を実施、お酒に関する知識面（身体への影響、飲酒量、配慮ある飲酒の仕方等）の出席講座を行う。	岡山市こころの健康センター
33	○精神保健福祉センターにアルコール関連問題の依存症コーディネーターを配置し、人材育成、技術支援及び体制整備の促進を図ります。	継続して依存症コーディネーターを1名配置し、人材育成、技術支援及び体制整備の促進を図った。	依存症コーディネーターを1名配置し、人材育成、技術支援及び体制整備の促進を図ります。	精神保健福祉センター
		依存症コーディネーターを2名配置(兼務)	依存症コーディネーターを2名配置(兼務)	岡山市こころの健康センター

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
34	○大学・企業・地域等を対象に適正な飲酒の理解促進、危険な飲酒をしている者の早期発見・早期介入を行うとともに、結果を検証し、プログラムの開発、マニュアルの作成を行います。	県内の大学生等を対象にアルコール健康障害やアルコールハラスメント、20歳未満の飲酒防止等について出前講座を行い周知した（R6年度実績：大学等9校に実施）。	県内の大学生等を対象にアルコール健康障害やアルコールハラスメント、20歳未満の飲酒防止等について出前講座を行い周知します。	精神保健福祉センター
		「おいしくお酒を飲むための教室」を実施。オンライン開催等、より多くの参加者が得られるように工夫した。	「おいしくお酒を飲むための教室」を実施。プログラムの内容を見直しやオンライン開催等、柔軟な参加方法を工夫する。	岡山市こころの健康センター
35	○保険者において適正飲酒の研修や、お酒の悩み相談を行います。	保険者及び健診等機関を対象に特定保健指導の研修会を開催し、研修会でアルコールの研修を行った。	保険者及び健診等機関を対象に特定保健指導の研修会（アルコールについて）を開催する。	岡山県保険者協議会
②アルコール健康障害対策研修による人材育成				
36	○アルコール関連問題の理解促進やスクリーニング検査普及のための研修を行い、危険な飲酒をしている者等の早期発見・早期介入ができる人材を育成します。	アルコール健康障害に関わる支援者を対象とした専門研修を実施し、人材育成を行った。	アルコール健康障害に関わる支援者を対象とした専門研修を実施し、人材育成を行います。	精神保健福祉センター
		参加者のニーズに応じた内容を検討し、アルコール支援者専門研修を実施した。	参加者のニーズに応じた内容を検討し、アルコール支援者専門研修を実施する。	岡山市こころの健康センター
(2) 職域における対応の促進				
37	○医療機関と産業保健スタッフの連携強化やアルコール健康障害に関する産業保健スタッフへの研修の充実を図ります。	希望がなく、産業保健スタッフへの研修の講師は派遣していない。	希望があれば、産業保健スタッフへの研修の講師を派遣します。	精神保健福祉センター
		啓発カード、パンフレットの設置、ポスター掲示等により連携強化を図るとともに、「おいしくお酒を飲むための教室」や、一般医療機関アルコール専門研修、アルコール支援者専門研修を実施した。	啓発カード、パンフレットの設置、ポスター掲示等により連携強化を図るとともに、「おいしくお酒を飲むための教室」や、一般医療機関アルコール専門研修、アルコール支援者専門研修を行う。	岡山市こころの健康センター
5 相談支援等				
38	○アルコール健康障害を有する人やその家族が地域の相談支援にアクセスしやすいように、精神保健福祉センターを相談拠点、各保健所を地域の相談窓口として周知します。また、専門医療機関、自助グループ、回復施設等必要な相談窓口をわかりやすく周知します。	岡山県精神科医療センターホームページ内の「岡山県依存症専門医療機関」ページに、「各機関別活動状況」「自助グループ活動状況」を掲載し、各窓口を分かりやすく周知した。	岡山県精神科医療センターホームページ内の「岡山県依存症専門医療機関」ページに、「各機関別活動状況」「自助グループ活動状況」を掲載し、各窓口を分かりやすく周知する。	岡山県精神科医療センター
		ホームページ等を活用した相談窓口の周知に努めた。	今後も、ホームページ等を活用した相談窓口の周知に努めた。	県保健所
		県民局のHPに依存症に係るページを掲載し、相談先として岡山県精神科医療センターを周知した。	引き続き、ホームページ等を活用した相談窓口の周知に努める。	備前
		精神保健福祉相談等の各種相談について、保健所のホームページや市町の広報誌等で周知を行った。	精神保健福祉相談等の各種相談について、保健所のホームページや市町の広報誌等で周知を行います。	備中
		ホームページ等を活用した相談窓口の周知に努めた。	ホームページ等を活用した相談窓口の周知に努めます。	井笠
		精神保健福祉相談などの各種相談について、保健所のホームページ等に掲載し、周知を行った。また、相談場所周知のためのチラシを関係機関へ配布した。	精神保健福祉相談などの各種相談について、保健所のホームページ等に掲載し、周知します。また、相談場所周知のためのチラシを関係機関へ配布します。	備北
		保健所が実施する専門相談やお酒の悩み相談について、保健所のホームページに掲載した。また、各関係機関にチラシを配布し、研修会でも相談窓口を周知した。	保健所が実施する専門相談やお酒の悩み相談について、保健所のホームページに掲載、各関係機関にチラシを配布するなど周知する。	新見 真庭

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】	令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
	ホームページ等で保健所を相談窓口の一つとして掲載している。所内に依存症相談に関する対応に使用できる資料ブースを設置している。	ホームページ等で保健所を相談窓口の一つとして掲載し、周知する。所内に依存症相談に関する対応に使用できる資料ブースを設置する。		美作 勝英
	お酒の悩み相談や精神保健福祉相談等の各種相談について、ホームページに掲載した。各関係機関にはチラシを配布し、地域の相談窓口を周知した。	お酒の悩み相談や精神保健福祉相談等について、ホームページ等へ掲載する。各関係機関へチラシを配布し、相談窓口を周知する。		
	パンフレットの作成やホームページ等で相談窓口をわかりやすく周知した。	パンフレットの作成やホームページ等で相談窓口をわかりやすく周知します。	精神保健福祉センター	
	専門医療機関と相談拠点機関を掲載したパンフレットを新たに作成し、市内の関係機関へ配布した。依存症相談リーフレットも改訂した。	専門医療機関と相談拠点機関を掲載したパンフレットを市内の関係機関へ配布する。	岡山市こころの健康センター	
○相談を受けた場合には、他機関と連携し依存症当事者のみならず、その家族に必要な支援へ繋げていきます。	岡山県依存症治療拠点機関として、関連機関（精神保健福祉センター、総合病院、診療所、自助グループ、民間リハビリテーション施設など）と連携し、家族に対する相談支援体制の構築に取り組んだ。	岡山県依存症治療拠点機関として、関連機関（精神保健福祉センター、総合病院、診療所、自助グループ、民間リハビリテーション施設など）と連携し、家族に対する相談支援体制の構築に取り組む。	岡山県精神科医療センター	
39	相談対応時には、市町や医療機関、自助グループ等と連携し、対応した。	相談対応時、市町や医療機関、自助グループ等と連携した対応を継続します。	県保健所	備前 備中
	相談を受けた場合には、市町村や医療機関、自助グループ等と連携しながら対応した。	相談を受けた場合には、市町村や医療機関、自助グループ等と連携しながら引き続き対応する。		
	相談対応時、市町や医療機関、自助グループ等と連携した対応を継続した。	相談対応時、市町や医療機関、自助グループ等と連携した対応を継続します。		井笠 備北
	相談に応じて、医療機関や自助グループなどの支援機関と連携した。	相談に応じて、医療機関や自助グループなどの支援機関と連携します。		
	本人、家族、支援者からの相談に応じた。市・医療機関・専門医療機関・断酒会等で連携し当事者及び家族に応じた支援を行った。	本人、家族、支援者からの相談を受け、必要に応じ、市や断酒会、医療機関、支援関係者で連携しその人に応じた支援を行います。		新見 真庭
	相談に対して、市村や医療機関、断酒会と連携し、継続支援をした。	相談に対して、市村や医療機関、断酒会と連携し、継続支援を行う。		
	相談時希望があれば、本人や家族の同意を得たのち断酒会会員に相談内容を伝え、会員と連携して対応している。医療が必要な状態であれば、医療機関に相談している。	相談時希望があれば、本人や家族の同意を得たのち断酒会会員に相談内容を伝え、会員と連携を取っている。医療が必要な状態であれば、医療機関に相談する。		美作 勝英
	相談があれば、医療機関や断酒会、市町村等の関係機関と連携しながら対応している。	相談があれば、医療機関や断酒会、市町村等の関係機関と連携しながら対応していく。		
	他機関へ相談者をつなげるときには、可能な限り面接に同席をするなどして、当事者やその家族が適切に相談機関へつながれるよう配慮をした。	他機関へ相談者をつなげるときには、可能な限り面接に同席をするなどして、当事者やその家族が適切に相談機関へつながれるよう配慮をします。	精神保健福祉センター	
	相談専用電話を設置し、必要に応じて依存症コーディネーターによる電話・来所相談を実施する。医療、保健、福祉等の関係機関との連携や同行支援を行った。	相談専用電話を設置し、必要に応じて依存症コーディネーターによる電話・来所相談を実施する。医療、保健、福祉等の関係機関との連携や同行支援を行う。	岡山市こころの健康センター	

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
40	○精神保健福祉センター等において、保健所、市町村、地域包括支援センター等のアルコール関連問題に関する関係機関に対し、相談支援の従事者等の研修、啓発等を行うことにより、連携体制の強化を図ります。	アルコール健康障害に関わる支援者を対象とした専門研修を実施し、人材育成を行った。	アルコール健康障害に関わる支援者を対象とした専門研修を実施し、人材育成を行います。	精神保健福祉センター
		パンフレットや啓発カードを活用し、相談機関の周知を図った。アルコール支援者専門研修の実施や岡山アルコール依存症早期支援ネットワーク会議において研修や事例検討会を企画し、より関心を持ってもらえるような工夫した。	パンフレットや啓発カードを活用し、相談機関の周知を図った。アルコール支援者専門研修の実施や岡山アルコール依存症早期支援ネットワーク会議において研修や事例検討会を企画し、連携体制の強化を図る。	岡山市こころの健康センター
6 アルコール健康障害に係る医療の充実等 (1) アルコール健康障害に係る医療連携体制の構築 ① 専門医療機関の整備				
41	厚生労働省が定める選定基準に沿って選定した専門医療機関について、その質的な拡充を図るとともに、県内全域の依存症医療の均てん化のため、引き続き、新たな専門医療機関の選定に取り組めます。	専門医療機関に国等の実施する各種依存症研修を案内するなど、質の向上に取り組んだ。	専門医療機関に国等の実施する各種依存症研修を案内するなど、質の向上に取り組む。また、専門医療機関を2次医療圏に1箇所以上という目標に向け、新たな選定の在り方について研究する。	健康推進課
		② 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）		
42	内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（SBIRTS）の構築を推進します。また、患者の移動負担軽減及び専門治療の継続率向上を図るため、かかりつけ医同席の下、精神科専門医がオンライン診療を行う取組を推進します。	岡山市こころの健康センターの事業に職員を派遣した。全日本断酒連盟主催のSBIRTSセミナーへ職員を派遣した。	岡山市こころの健康センターの事業に職員を派遣する。SBIRTSに関連する研修会へ職員を派遣する。	岡山県精神科医療センター
		「第2回SBIRTS普及促進セミナーin岡山」を8月4日（日）に岡山県立図書館2階で開催。 主催：全断連、主管：岡山県断酒新生活会・津山断酒新生活会 テーマ「地域連携によるアルコール依存症の早期発見・継続支援のために」 対象：岡山県内行政及び医療従事者 シンポジスト並びに多くの行政・医療従事者の方150名（内Web56名）の参加者で開催できた。アルコール依存症者を自助グループへ繋げる連携の促進の大切さを確認できた。一般の内科医療機関の院長の方にシンポジウムに参加してもらい、SBIRTS普及促進に貴重な意見を頂いた。今後も健康推進課及び行政・医療関係者のご協力を得て、連携体制（SBIRTS）の構築を推進していく。	「第3回SBIRTS普及促進セミナーin岡山」を8月3日（日）に岡山県立図書館2階で開催。 主催：全断連、主管：岡山県断酒新生活会・津山断酒新生活会 テーマ「地域連携によるアルコール依存症の早期発見・継続支援のために」 対象：岡山県内行政及び医療従事者 シンポジスト並びに多くの行政・医療従事者の方181名（内Web67名）の参加者で開催できた。アルコール依存症者を自助グループへ繋げる連携の促進の大切さを確認できた。一般の内科医療機関の院長の方にシンポジウムに参加してもらい、SBIRTS普及促進に貴重な意見を頂いた。今後も健康推進課及び行政・医療関係者のご協力を得て、連携体制（SBIRTS）の構築を推進していく。	岡山県断酒新生活会
		SBIRTS構築のため、相談拠点として、日々の相談業務のなかでも治療拠点や専門医療機関、自助グループ等と連携を図った。	SBIRTS構築のため、相談拠点として、日々の相談業務のなかでも治療拠点や専門医療機関、自助グループ等と連携を図ります。	精神保健福祉センター

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
		専門医療機関と相談拠点機関を掲載したパンフレット及びオンライン診療に関するパンフレットを研修会等で配布した。一般医療機関と専門医療機関の連携促進を図るため、SBIRT動画を制作し、Youtubeで一般公開した。	専門医療機関と相談拠点機関を掲載したパンフレット及びオンライン診療に関するパンフレットを研修会等で配布する。一般医療機関と専門医療機関の連携促進を図るため、公開したSBIRT動画を岡山県アルコール健康障害サポート医研修等で活用する。	岡山市こころの健康センター
(2) 医療従事者等の人材育成				
43	依存症治療拠点機関等が中心となって、アルコール依存症患者やその家族等への相談支援を行う者を対象とした研修や、多量飲酒者などのアルコール健康障害を有する者やアルコール依存症患者、その家族に対する診療・ケア等の技術向上を図る医療従事者研修を実施します。また、アルコール健康障害に関して気軽に相談できる健康障害サポート医として、かかりつけ医等を養成する取組を推進します。	岡山県依存症治療拠点機関として、「岡山県アルコール健康障害サポート医研修」を2回、「依存症セミナー」を4回開催し、県内の依存症治療支援体制の構築並びに質の向上に努めた。	岡山県依存症治療拠点機関として、「岡山県アルコール健康障害サポート医研修」を1回、「依存症セミナー」を4回開催し、県内の依存症治療支援体制の構築並びに質の向上に努める。	岡山県精神科医療センター
		岡山県精神科医療センターと協力し、「岡山県アルコール健康障害サポート医養成事業」を開始し、令和6年度は2回研修を実施してサポート医27名を養成した。	岡山県精神科医療センターと協力し、「岡山県アルコール健康障害サポート医養成事業」を開催し、令和7年度は1回研修を実施してサポート医を養成する。	健康推進課
<依存症治療拠点機関の役割>				
44	○依存症に関する相談・医療等 依存症に関する専門的な相談への対応、各種依存症対策に関する情報収集や分析を行います。	岡山県依存症治療拠点機関として、臨床業務を通して当事者や家族に対して専門的な対応、セミナーなどを通して専門職からの専門的な相談への対応を実施した。当センターだけでなく、依存症コーディネータ部会などを通して県内の各種依存症対策に関する情報収集や分析を実施した。	岡山県依存症治療拠点機関として、臨床業務を通して当事者や家族に対して専門的な対応、セミナーなどを通して専門職からの専門的な相談への対応を実施する。当センターだけでなく、依存症コーディネータ部会などを通して県内の各種依存症対策に関する情報収集や分析を実施する。	岡山県精神科医療センター
	○人材育成による早期介入の推進 地域における依存症の相談や治療等の支援にあたる保健・医療・福祉分野の人を対象とした研修を行います。	岡山県依存症治療拠点機関として、「岡山県アルコール健康障害サポート医研修」を2回、「依存症セミナー」を4回開催した。また、岡山県・岡山市・倉敷市職員を対象に実地研修(10名)を開催し、保健・医療・福祉分野の人材育成に努めた。	岡山県依存症治療拠点機関として、「岡山県アルコール健康障害サポート医研修」を1回、「依存症セミナー」を4回開催する。また、岡山県・岡山市・倉敷市職員を対象に実地研修(10名)を開催し、保健・医療・福祉分野の人材育成に努める。	岡山県精神科医療センター
46	○普及啓発 精神科医療機関と連携し、各保健所職員、地域住民向けに、依存症に関する講座を開催します。	専門医療機関などと連携し、地域住民などに対して、アルコール依存症に関する研修講師を務めたり、当センターにて保健師を対象とした実地研修を開催した。	専門医療機関などと連携し、地域住民などに対して、アルコール依存症に関する研修講師を務めたり、当センターにて保健師を対象とした実地研修を開催する。	岡山県精神科医療センター
47	○情報発信 岡山県精神科医療センターのホームページ内に、岡山県依存症治療拠点機関のホームページ(https://popmc.jp/dep/)を開設し、どの関係機関でも使用可能なアルコール依存症に対するインテーク用紙*や自助グループに関する情報を公表します。 *医療機関が患者や家族と最初に面談するときに利用する書類	当センターホームページ内に、岡山県依存症治療拠点機関ホームページを開設し、インテークシート、自助グループや相談拠点機関・専門医療機関、各種依存症治療テキスト(家族版含む)を公開した。	当センターホームページ内に、岡山県依存症治療拠点機関ホームページを開設し、インテークシート、自助グループや相談拠点機関・専門医療機関、各種依存症治療テキスト(家族版含む)を公開する。	岡山県精神科医療センター

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
<p>【早期社会復帰、再発予防：3次予防】 7 社会復帰の支援 (1) アルコール依存症からの回復支援</p>					
48	<p>○精神保健福祉センター、保健所、市町村において、アルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、適切な支援につながるよう自助グループ及び回復施設を活用します。また、当事者やその家族が社会資源を利用しやすい仕組みづくりに努めます。</p>	個別支援において、必要に応じて断酒会や家族会などの自助グループを紹介するよう務めた。	引き続き、個別支援にて、必要に応じて断酒会や家族会などの自助グループを紹介する。	県保健所	備前 備中 井笠 備北 新見 真庭 美作
		相談に応じて、当事者と家族に必要な支援機関を紹介し、連携した支援を実施した。	市町の連絡会等の機会を活用し、必要に応じて自助グループとの情報共有の機会を設ける。		
		日頃から自助グループとは情報交換を行い、個別支援において、必要時自助グループ等と連携しながら対応を行った。	日頃から自助グループとは情報交換を行い、個別支援において、必要時自助グループ等と連携しながら対応を行う。		
		自助グループとは情報交換を行い、当事者やその家族にとって利用しやすいように連携した。	自助グループとは情報交換を行い、当事者やその家族にとって利用しやすいように連携します。		
		保健所および市保健師が当事者の断酒、節酒の受容段階を考慮し、断酒会等の社会資源を紹介した。 紹介時には、保健師も同伴したり、自助グループの会報誌を自助グループ了解の上で活用することで、当事者や家族が自助グループにつながりやすくなるように努めた。	保健所および市保健師が個別訪問や相談の中で当事者の断酒、節酒の受容段階を考慮し、自助グループ等の社会資源を紹介します。 紹介時には、保健師も同伴したり、自助グループの会報誌を自助グループ了解の上で活用することで、当事者や家族が自助グループにつながりやすくなるように努めます。		
		管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」によるカフェ（毎月）や定例会等を行い、関係機関との情報共有を行った。	管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」により、関係機関と情報共有しながら関係づくりを行う。		
		個別支援にて、必要に応じて断酒会や家族会などの自助グループを紹介している。	個別支援にて、必要に応じて断酒会や家族会などの自助グループを紹介する。		
		保健所、市町村職員向けの説明会や研修の実施の際に情報を共有した。また、相談活動においては自助グループとの連携も積極的に行い、当事者が社会資源を利用しやすい仕組みづくりに努めた。	保健所、市町村職員向けの説明会や研修の実施の際に情報を共有します。また、相談活動においては自助グループとの連携も積極的に行い、当事者が社会資源を利用しやすい仕組みづくりに努めます。		
治療・回復支援に資する社会資源情報をパンフレット、ポスター、ホームページ等で周知した。	パンフレット、ポスター、ホームページ等で最新の社会資源の情報を更新しながら、わかりやすく周知する。	岡山市こころの健康センター			
<p>(2) 就労及び復職の支援</p>					
49	<p>○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール関連問題啓発週間の機会や健康おかやま21等の活動を中心に、アルコール依存症が回復する病気であること等を社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促します。</p>	研修や普及啓発のなかで、アルコール依存症は回復する病気であることへの理解を促した。	研修や普及啓発のなかで、アルコール依存症は回復する病気であることへの理解を促します。	精神保健福祉センター	
		啓発カードやパンフレット、ホームページなどで周知している。啓発習慣に合わせてポスターを作成し、一般医療機関や医療機関等へ配布した。職域では「おいしくお酒を飲むための教室」を実施し、アルコール支援者研修では当事者と家族の体験発表を盛り込んだ。	啓発カードやパンフレット、ホームページなどで分かりやすく周知する。啓発習慣に合わせてポスターを作成し、一般医療機関や医療機関等へ配布する。職域では「おいしくお酒を飲むための教室」を実施し、アルコール支援者研修では当事者と家族の体験発表を盛り込む。		

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
50	○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう、出張講座等の機会を通じて、他の疾患同様に職場における理解や支援を促します。	県職員のメンタルヘルスに関わる相談の中で、アルコール健康障害の問題があったケースに対して、主治医と連携しながら理解や支援を促進した。	メンタルヘルスに関わる相談や診察の中で、アルコール健康障害の問題があった場合、主治医と連携しながら、本人の同意が得られれば職場への説明等を行い、理解や支援を促進します。	精神保健福祉センター	
		「おいしくお酒を飲むための教室」を実施した。	「おいしくお酒を飲むための教室」を実施する。	岡山市こころの健康センター	
8 民間団体の活動に対する支援					
51	○自助グループは、岡山県精神科医療センターや県内の精神科病院等と連携して、相談や体験談等を語り合う断酒例会を開催しています。県では活動場所の提供など活動に必要な支援や協働して普及啓発活動に取り組むとともに、自助グループの活動へのアクセス改善や感染症対策等の観点から、オンラインによるミーティング活動の支援を行います。	アルコール関連問題に取り組む自助グループの活動支援のため、平成29年度から補助金（1団体につき10万円を上限）を交付しており、令和6年度はアルコール関係団体3団体に交付した。	アルコール関連問題に取り組む自助グループの活動支援のため、平成29年度から補助金（1団体につき10万円を上限）を交付している。	健康推進課	
		アルコール依存症に関わる資材について、断酒新生会に貸し出しを行った。	アルコール依存症に関わる資材の貸し出しを行います。また、パネル展示などの普及啓発の場では、自助グループのパンフレット等もあわせて展示することを検討する。	精神保健福祉センター	
		アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込み、断酒例会や家族会の紹介や必要に応じて同伴参加した。	アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込む。断酒例会や家族会の紹介、必要に応じ同伴参加する。	岡山市こころの健康センター	
52	○精神保健福祉センターや保健所等が、相談支援における連携を含め、自助グループを地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会（体験発表・活動紹介等）を積極的に提供していきます。	相談対応時、自助グループの紹介を行うよう努めた。	引き続き、相談対応時、自助グループの紹介を行う。	県保健所	備前
		必要に応じて自助グループと連携した支援や情報共有が出来るよう、地区の断酒例会に保健師が参加し、顔の見える関係づくりに努めている。	市町の連絡会等の機会を活用し、必要に応じて自助グループとの情報共有の機会を設ける。		備中
		相談対応時に自助グループの紹介を行った。	相談対応時に自助グループの紹介を行います。		井笠
		取組実績なし。	市と連携して、活動の機会を提供できるよう検討します。		備北
		新しく赴任した保健師が、地域の断酒会例会に参加し、体験発表を聞くことで当事者の視点や断酒会の役割を学ぶことができた。	精神保健福祉センターと連携し、当事者や家族に役立つ最新の情報や資源を紹介します。 地域の断酒会に定期的に参加し、連携を図るなかで、相談を受けた家族・当事者や保健師が体験発表を聞き、当事者の視点や断酒会の役割を学ぶ機会を作ります。		新見
		管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」として、カフェや講座を開催し、体験発表や会の活動紹介を行った。	管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」により、体験発表等の場を継続して実施する。		真庭
		断酒会が果たす役割について理解が広がるように、市町等からアルコール関連問題の相談があった際には、断酒会や家族会を紹介している。	断酒会が果たす役割について理解が広がるように、市町等からアルコール関連問題の相談があった際には、断酒会や家族会を紹介する。		美作
		実績なし。	相談時には断酒会等の自助グループを紹介する。		勝英
		各保健所・支所など支援機関が自助グループの役割を正しく理解して連携ができるよう、相談活動においては自助グループとの連携も積極的に行い、当事者が社会資源を利用しやすい仕組みづくりに努めた。	各保健所・支所など支援機関が自助グループの役割を正しく理解して連携ができるよう、相談活動においては自助グループとの連携も積極的に行い、当事者が社会資源を利用しやすい仕組みづくりに努めます。	精神保健福祉センター	

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関	
		アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込み、断酒例会や家族会の紹介や必要に応じて同伴参加した。	アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込む。断酒例会や家族会の紹介、必要に応じ同伴参加する。	岡山市こころの健康センター	
53	○地域における依存症医療に関する地域連携の推進のための会議を開催します。	アルコール健康障害対策連携会議は未実施だったが、各機関の取組状況を調査し、把握した。	アルコール健康障害対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策連携会議を開催します。(年1回)	健康推進課	
54	○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たり、より効果的な取組とするため、自助グループや民間団体との連携を進めます。	個別相談時、必要に応じて連携できるよう努めた。	必要に応じて連携していく。	県保健所	
		必要に応じて自助グループと連携した支援や情報共有が出来るよう、地区の断酒例会に保健師が参加し、顔の見える関係づくりに努めている。	必要に応じて自助グループや民間団体と連携しながら啓発方法を検討する。	備前	
		相談対応時、自助グループや民間団体との連携を図った。	相談対応時、自助グループや民間団体との連携を図ります。	備中	
		取組実績なし。	必要に応じて連携していく。	井笠	
		会報誌(ともしび)を活用して、当事者及び地域の医療機関への断酒会の紹介を行った。	自助グループが推進する啓発活動に参加、協力します。断酒会員と連携し、会報誌(ともしび)を活用した当事者家族への保健指導と断酒会の紹介をします。	備北	
		管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」として、カフェ(毎月)や講座、研修会を開催、関係機関との連携を進めた。	管内市村・医療機関・断酒会と連携した「アルコールと健康を考える会」による取り組みを継続して進める。	新見	
		事業担当保健師だけでなく、新任期保健師もまた院内例会や家族会、記念大会に出席し、顔の見える関係の構築に励んだ。	院内例会や家族会等で、アルコール関連問題に関する啓発への取り組みについて会員と積極的に意見交換を行う。	真庭	
		実績なし。	必要時、自助グループや民間団体と連携を図る。	美作	
		日々の相談業務のなかで自助グループや民間団体との連携を図った。	日々の相談業務のなかで自助グループや民間団体との連携を図ります。	勝英	
	アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込み、断酒例会や家族会の紹介や必要に応じて同伴参加した。	アルコール支援者専門研修では、当事者と家族からの体験発表を盛り込む。断酒例会や家族会の紹介、必要に応じ同伴参加する。	精神保健福祉センター		
			岡山市こころの健康センター		

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画に係る実施状況

第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画 第4・5章【抜粋】		令和6年度取組実績・評価	令和7年度実施計画	関係課・機関
第5章 計画の数値目標				
(1) 生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者(1日当たりの純アルコールの摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者)の割合の減少				
55	<現状> 男性 11.2%、女性 7.4% (令和3(2021)年) <目標> 男性 9.5%、女性 6.4% (令和17(2035)年)	男性 11.2%、女性 7.4% (令和3(2021)年) ※次回調査はR10(2028)年予定のため、計画策定時から変更なし		健康推進課
(2) 20歳未満の飲酒をなくす				
56	<現状> 中学生：0.8% 高校生：1.1% (令和2(2020)年) <目標> 0% (令和9(2027)年)	中学生：0% 高校生：0.3% (令和5(2023)年) ※次回調査はR10(2028)年予定のため、令和5年から変更なし		健康推進課
(3) 妊娠中の飲酒をなくす				
57	<現状> 0.7% (令和2(2020)年) <目標> 0% (令和9(2027)年)	0.6% (令和6(2024)年)		健康推進課
(4) アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を選定し、医療体制を整備する				
58	<現状> 県下6箇所 <目標> 2次医療圏(5圏域)に1箇所以上 (令和9(2027)年度)	県下6箇所		健康推進課

岡山県アルコール健康障害サポート医について

1 目的

県では第2期岡山県アルコール健康障害対策推進計画（令和5年3月策定）に基づき、令和6年度から「岡山県アルコール健康障害サポート医」（以下「サポート医」という。）を養成する事業を開始し、アルコール健康障害を有する方が、早期に相談、適切な治療及び回復支援を受けることができるようになることを目的とする。

2 対象者

県内の医療機関等に所属する医師

3 サポート医の業務

- ・アルコール健康障害を有する者に関する知識・技術を身につけ、早期発見・早期治療につなげる。
- ・他のサポート医や依存症専門医療機関との連携
- ・医師会等での講師や住民等への啓発活動 等

4 認定

県の指定する研修^(※)修了者であって、名簿の公表に同意した者を認定する。認定の有効期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日まで。

(※) 次の2つの研修を両方修了することを要件とする。

- ①アルコール依存症の診断と治療に関するeラーニング研修
（（一社）日本アルコール・アディクション医学会、（一社）日本肝臓学会主催）
- ②県の実施する対面研修（岡山県精神科医療センターに委託して実施）
：依存症治療拠点機関や専門医療機関、自助グループからの講義等

5 公表

ホームページにおいて、サポート医の名簿を公表する。

6 令和6～7年度の実施状況

(1) 県の実施する対面研修（※eラーニングは各自で事前受講）

年度		日時	場所
6	第1回	令和6年7月27日（土） 15時00分～17時00分	ピュアリティまきび （岡山市）
	第2回	令和6年12月14日（土） 15時00分～17時00分	岡山赤十字病院 （岡山市）
7		令和7年10月11日（土） 15時00分～17時00分	岡山協立病院 （岡山市）

(2) 認定者 45名（令和6年度27名、令和7年度18名）

(3) サポート医の取組実績（令和6年度）

岡山県精神科医療センター（専門医療機関）がサポート医から紹介された患者数／アルコール患者の全紹介件数 = 1件／23件

7 その他

令和8年度は県の実施する対面研修を1回実施予定。

岡山県アルコール健康障害サポート医名簿

【令和7年10月11日現在】

No.	年度	修了年月日	認定書番号	氏名	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科
1	6	令和6年7月27日	第6-01号	長田 建	医)仁生会 長田医院	701-4223	岡山県瀬戸内市邑久町豊原341-2	0869-22-0001	内科
2	6	令和6年7月27日	第6-02号	窪 涉	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
3	6	令和6年7月27日	第6-03号	高瀬 了輔	岡山大学病院	700-0914	岡山県岡山市北区鹿田町2-5-1	086-223-7151	総合内科・総合診療科
4	6	令和6年7月27日	第6-04号	高橋 茂	積善病院	708-0883	岡山県津山市一方140	0868-22-3166	精神科
5	6	令和6年7月27日	第6-05号	高橋 秀治	医療法人 高橋内科医院	712-8043	岡山県倉敷市広江6-2-3	086-455-5821	内科
6	6	令和6年7月27日	第6-06号	高橋 正幸	日笠クリニック	700-0032	岡山県岡山市北区昭和町14-32	086-255-5567	精神科
7	6	令和6年7月27日	第6-07号	高橋 理枝	医)たかはしクリニック	703-8266	岡山県岡山市中区湊491-2	086-277-1105	精神科
8	6	令和6年7月27日	第6-08号	田中 道德	日本原病院 奈義ファミリークリニック 岡山県精神科医療センター	708-1204 708-1323 700-0915	岡山県津山市日本原352 岡山県勝田郡奈義町豊沢292-1 岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	0868-36-3311 (日本原病院)	総合診療科
9	6	令和6年7月27日	第6-09号	津田 麻子	医療法人未来 津田内科小児科医院	703-8215	岡山県岡山市東区古都南方2815-1	086-278-4123	内科
10	6	令和6年7月27日	第6-10号	長尾 知之	長尾整形外科リハビリテーション科	715-0006	岡山県井原市西江原町867-1	0866-62-2510	整形外科
11	6	令和6年7月27日	第6-11号	松浦 隆彦	医療法人宏仁会 まつうらクリニック	716-0111	岡山県高梁市成羽町下原1004-1	0866-42-2315	内科
12	6	令和6年7月27日	第6-12号	山下 将平	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
13	6	令和6年12月14日	第6-13号	浅田 和志	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
14	6	令和6年12月14日	第6-14号	遠藤 健一郎	倉敷医療生活協同組合 水島協同病院	712-8567	岡山県倉敷市水島南春日町1-1	086-444-3211	精神科
15	6	令和6年12月14日	第6-15号	岡村 暢大	社会医療法人 岡村一心堂病院	704-8117	岡山県岡山市東区西大寺南2-1-7	086-942-9900	内科
16	6	令和6年12月14日	第6-16号	川田 清宏	日笠クリニック	700-0032	岡山県岡山市北区昭和町14-32	086-255-5567	精神科
17	6	令和6年12月14日	第6-17号	滝川 寛之	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
18	6	令和6年12月14日	第6-18号	田端 雅弘	玉野医療センターたまの病院	706-0011	岡山県玉野市宇野2-1-20	0863-31-2101	内科
19	6	令和6年12月14日	第6-19号	日向 眞	倉敷医療生活協同組合 水島協同病院	712-8567	岡山県倉敷市水島南春日町1-1	086-444-3211	総合診療科
20	6	令和6年12月14日	第6-20号	廣澤 裕代	医療法人孝秀会 パーク統合クリニック	719-1136	岡山県総社市駅前2-17-1	0866-92-3661	内科
21	6	令和6年12月14日	第6-21号	藤原 洋平	高梁市国民健康保険成羽病院	716-0111	岡山県高梁市成羽町下原301	0866-42-3111	内科
22	6	令和6年12月14日	第6-22号	松田 忠和	医療法人天和会 松田病院	710-0056	岡山県倉敷市鶴形1-3-10	086-422-3550	消化器外科
23	6	令和6年12月14日	第6-23号	松田 達雄	医療法人天和会 松田病院	710-0056	岡山県倉敷市鶴形1-3-10	086-422-3550	外科
24	6	令和6年12月14日	第6-24号	松本 奈津美	奈義ファミリークリニック	708-1323	岡山県勝田郡奈義町豊沢292-1	0868-36-3012	総合診療科
25	6	令和6年12月14日	第6-25号	宮下 浩明	みやした内科医院	719-1134	岡山県総社市真壁1231-1	0866-95-2860	内科
26	6	令和6年12月14日	第6-26号	守本 芳典	医療法人仁徳会 森下病院	719-1136	岡山県総社市駅前1-6-1	0866-92-0591	外科
27	6	令和6年12月14日	第6-27号	安井 伸樹	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
28	7	令和7年10月11日	第7-1号	池田 房雄	岡山済生会総合病院	700-8511	岡山県岡山市北区国体町2-25	086-252-2211	肝臓内科
29	7	令和7年10月11日	第7-2号	枝廣 暁	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
30	7	令和7年10月11日	第7-3号	太田 瀬菜	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
31	7	令和7年10月11日	第7-4号	大野 勝志	児島中央病院	711-0912	岡山県倉敷市児島小川町3685	086-472-1611	内科
32	7	令和7年10月11日	第7-5号	大森 信彦	国立病院機構岡山市立金川病院	709-2133	岡山県岡山市北区御津金川449	086-724-0012	内科
33	7	令和7年10月11日	第7-6号	岡本 陽地	あおい在宅クリニック	704-8173	岡山県岡山市東区可知4-3-7	090-1339-1717	内科・循環器内科
34	7	令和7年10月11日	第7-7号	小川 俊彦	小川クリニック	700-0821	岡山県岡山市北区中山下1-8-45 NTTクレド岡山ビル8F	086-224-7655	精神科・心療内科
35	7	令和7年10月11日	第7-8号	國田 一孔	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
36	7	令和7年10月11日	第7-9号	桑木 健志	岡山済生会総合病院	700-8511	岡山県岡山市北区国体町2-25	086-252-2211	肝臓内科
37	7	令和7年10月11日	第7-10号	下山 舜也	水島協同病院	712-8025	岡山県倉敷市水島南春日町1-1	086-444-3211	内科

岡山県アルコール健康障害サポート医名簿

【令和7年10月11日現在】

No.	年度	修了年月日	認定書番号	氏名	医療機関名	〒	所在地	電話番号	診療科
38	7	令和7年10月11日	第7-11号	武田 明	総合病院岡山協立病院	703-8511	岡山県岡山市中区赤坂本町8-10	086-272-2121	心療内科
39	7	令和7年10月11日	第7-12号	只野 正幸	高梁市国民健康保険成羽病院	716-0111	岡山県高梁市成羽町下原301	0866-42-3111	内科
40	7	令和7年10月11日	第7-13号	長尾 拓海	総合病院岡山協立病院	703-8511	岡山県岡山市中区赤坂本町8-10	086-272-2121	総合診療科
41	7	令和7年10月11日	第7-14号	中西 一秀	岡山県精神科医療センター	700-0915	岡山県岡山市北区鹿田本町3-16	086-225-3821	精神科
42	7	令和7年10月11日	第7-15号	西平 幸恵	医療法人こまくさ会河口医院	706-0011	岡山県玉野市宇野5-1-1	0863-32-5144	精神科・内科
43	7	令和7年10月11日	第7-16号	能祖 一裕	岡山市立市民病院	700-8557	岡山県岡山市北区北長瀬表町3-20-1	086-737-3000	消化器内科
44	7	令和7年10月11日	第7-17号	藤岡 真一	岡山市済生会総合病院	700-8511	岡山県岡山市北区国体町2-25	086-252-2211	内科
45	7	令和7年10月11日	第7-18号	真鍋 康二	社会医療法人創和会重井医学研究所附属病院	701-0202	岡山県岡山市南区山田2117	086-282-5311	内科

「赤字・下線部分」は前回（11/17）に提出した素案からの修正点」

第37回アルコール健康障害対策関係者会議資料（R7.12.22）
【資料 3】

アルコール健康障害対策推進基本計画（案）

令和 8 年〇月

目 次

はじめに
I アルコール健康障害対策推進基本計画について
II 基本的な考え方
1. 基本理念
2. 基本的な方向性
III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題
1. アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）の評価
2. 基本計画（第3期）の重点課題
(1) アルコール健康障害の発生予防
(2) アルコール健康障害の進行・重症化予防、再発予防・回復支援
(3) アルコール健康障害の当事者及びその家族（こどもなど）への支援
IV 基本的施策
1. 教育の振興等
2. 不適切な飲酒の誘引の防止
3. 健康診断及び保健指導
4. アルコール健康障害に係る医療の充実等
5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等
7. 社会復帰の支援
8. 民間団体の活動に対する支援
9. 人材の確保等
10. 調査研究の推進等
V 推進体制等
1. 関連施策との有機的な連携について
2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進基本計画 の策定等について
3. アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しについて

はじめに

アルコール健康障害は、まず何よりも本人の健康の問題である。不適切な飲酒アルコールの多飲が様々ながん等の疾患や自殺等のリスクを高めるなど、不適切な飲酒と健康障害との関連性が指摘されている。

飲酒に起因する特に発症頻度の高い代表的な臓器障害としては、アルコール関連性肝疾患があげられる。初期のアルコール関連性肝疾患は、まずアルコール関連性脂肪肝でありとして発症するが、概ね無症状であるが、不適切な飲酒の継続により反復する炎症に伴う肝細胞の減少や機能低下及び肝線維化が進行して生じ、その進展によってアルコール関連肝硬変に至る。その過程で、時として重症型アルコール関連肝炎を発症して肝不全を来し、やまたアルコール関連肝細胞がんを発症することもあるに至る。

アルコールの持つ依存性により、アルコール依存症を発症する可能性もがある。近年のアルコール依存症外来患者数は、約 10 万人前後で推移しており、令和 6（2024）年の成人の飲酒行動に関する全国調査（速報値）では、アルコール依存症の生涯経験者は 64.4 万人と推計されている。

また、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、配偶者暴力やヤングケアラーの問題、飲酒運転や不慮の事故死といった、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせ得る危険性が高い。WHO の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD-11）」でも、「アルコールの有害な使用」の特徴のひとつとして、他者の健康に対する害となる行動が存在することが記載されている。

そうした中、令和 6（2024）年度から開始された健康日本 21（第三次）において、「生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒している者の減少」及び「20 歳未満の者の飲酒をなくす」が目標に設定されたところであり、現在、この達成に向けて、令和 6 年 2 月に策定した「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」（以下「飲酒ガイドライン」という。）等を用いた飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進を行っている。

また、近年、こども基本法の施行やこども家庭庁の設立など、こども施策が推進されている。とりわけ、令和 6（2024）年に、子ども・若者育成支援推進法の改正などが行われ、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」が支援対象として明記され、ヤングケアラーへの支援が強化された。

同年には、改正配偶者暴力防止法も施行され、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象となった。

国際的な動向に目を向けると、平成 22（2010）年 5 月に開かれた世界保健機関（以下「WHO」という。）総会で「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」が採択された。そして、令和 4（2022）年の WHO 総会において、「公衆衛生上の優先事項としてアルコールの有害使用の低減に関する世界戦略を効果的に実施するための行動計画」が採択

され、令和6（2024）年には「アルコールの有害な使用」の低減に関する「Global Alcohol Action Plan 2022-2030」が発表されるに至っている。

また、令和7年（2025）の「第4回非感染性疾患（NCDs）、メンタルヘルス及びウェルビーイングに関する国連総会ハイレベル会合」の宣言において、Global Alcohol Action Plan 2022-2030の実施を加速するよう記されている。

以上を踏まえ、今後、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画を改定することとする。

I アルコール健康障害対策推進基本計画について

1. アルコール健康障害対策基本法について

我が国でも、国際的な議論の動向を踏まえ、包括的な取組を推進するため、平成 25 (2013) 年 12 月に議員立法によりアルコール健康障害対策基本法（平成 25 年法律第 109 号。以下「基本法」という。）が成立し、平成 26 (2014) 年 6 月に施行された。

基本法では、アルコール依存症その他の多量の飲酒、20 歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害を「アルコール健康障害」と定義するとともに、アルコール健康障害が本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことを明記した。その上で、アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題を「アルコール関連問題」と定義し、アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール関連問題の根本的な解決に資するため、関連する施策との有機的な連携が図られるよう配慮することを基本理念の一つとして定めている。

また、もう一つの基本理念として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じ、減酒又は断酒の指導、専門的治療等を受けるための指導及びその充実並びに関係機関との連携の確保等の防止策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することを定めている。

2. アルコール健康障害対策推進基本計画の位置付け

アルコール健康障害対策推進基本計画は、基本法が定める基本理念及び基本法第 12 条第 1 項に基づき、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずるアルコール健康障害対策の最も基本的な計画として位置付けられる。

3. アルコール健康障害対策推進基本計画の対象期間

アルコール健康障害対策推進基本計画（第 3 期）（以下「基本計画（第 3 期）」という。）は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの概ね 5 年間を対象とする。

4. アルコール健康障害対策推進基本計画の構成

基本計画（第 3 期）は、この「I アルコール健康障害対策推進基本計画について」、「II 基本的な考え方」、「III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題」、「IV 基本的施策」及び「V 推進体制等」で構成される。

「II 基本的な考え方」では、基本計画（第 3 期）全体の「基本理念」及び「基本的な方向性」を示している。

「III アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題」では、令和 12（2030）年度までに特に重点的に取り組むべき課題及び達成する目標等を示している。

「IV 基本的施策」では、基本法に規定される 10 の基本的施策ごとに分野を分け、原則として、それぞれの分野について、基本計画（第 3 期）の対象期間に達成する目標

と、そのために取り組む施策を示している。

「Ⅴ 推進体制等」では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制等について示している。

5. 基本計画（第3期）の策定経過

この基本計画（第3期）の策定に当たっては、厚生労働省に設置されたアルコール健康障害対策関係者会議において、専門的知識を有する者やアルコール健康障害を有していた者及びその家族を代表する者等から意見を聴き、~~基本計画（第3期）~~の案を作成した。

Ⅱ 基本的な考え方

1. 基本理念

基本法第3条に規定されるように、アルコール健康障害対策は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することとする。も、そして、その実施に当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

2. 基本的な方向性

(1) 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

飲酒に伴うリスクや、アルコール健康障害アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合っていける社会をつくるための教育・啓発の推進及び酒類関係事業者による不適切な飲酒の誘引を防止する取組を促進する。

(2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

地域の実情に応じて、精神保健福祉センターや保健所等が中心となりアルコール関連問題の相談支援の場所を確保し、医療機関その他幅広い関係機関や、自助グループ及び民間団体の連携により、適切な指導、相談、治療、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行う。

(3) 医療における質の向上と連携の促進

地域においてアルコール依存症の治療・研究・人材育成等の中心となる拠点機関の整備を進めるとともに、アルコール健康障害への早期介入を含め、一般医療機関と専門医療機関との連携を推進する。

(4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、地域における支援機関の連携と社会全体の理解を促進する。

(5) アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援

アルコール健康障害の当事者のみならず、その当事者のこども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）や配偶者、親・きょうだいなど家族への支援も円滑に行われるよう、精神保健福祉センターや保健所等と、地域の関係機関との連携を推進する。

Ⅲ アルコール健康障害対策推進基本計画で取り組むべき重点課題

1. アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）の評価

令和3（2021）年3月に基本計画（第2期）が令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの概ね5年間を対象期間として策定され、関係府省庁、関係団体、事業者等において、当該計画に基づくアルコール健康障害に対する取組が展開された。また、基本計画（第2期）を基本として、各都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画（以下「都道府県計画」という。）の策定が進捗し、地域の実情に即したアルコール健康障害対策が講じられた。

基本計画（第2期）では、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策の観点で対象期間中の重点課題が設定されていた。

（1）アルコール健康障害の発生予防に係る重点課題

20歳未満の者や妊産婦の飲酒リスクに関する普及啓発や不適切な飲酒の誘引防止などの取組により、20歳未満の者の飲酒率の低下、妊娠中の飲酒率の低下、男性の飲酒率（生活習慣病のリスクを高める量の飲酒）の低下が図られた。

一方、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合について、男性、女性とも数値目標を達成することができなかった。特に女性に関しては増加しており、啓発に加え、地域・職域における取組など総合的な対応が求められる。また、20歳未満の者及び妊娠中の飲酒に関してもゼロ目標を達成しておらず、引き続き対策が必要である。

（2）アルコール健康障害の進行及び再発予防に係る重点課題

都道府県等で連携会議の設置が着実に進んでおり、各地域における包括的な連携協力体制が構築されてきていると評価できる。今後、連携会議の複数回の開催について更に推進していく必要がある。

アルコール依存症に対する正しい認識が進んでいる一方、十分に浸透していない側面もあることから、引き続きアルコール依存症に対する正しい知識の普及啓発に努めていく必要がある。

2. 基本計画（第3期）の重点課題

基本計画（第2期）における取組の評価や、現在の我が国におけるアルコール関連問題を取り巻く状況を踏まえ、基本計画（第3期）の対象期間中に取り組むべき重点課題を以下の（1）から（3）までのとおり定める。

重点課題は、基本法の基本理念を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策の観点、及び、アルコール健康障害の当事者のこども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）や配偶者、親など家族への支援の観点から設定する。

また、重点課題への対応を推進するため、主に取り組むべき施策を明らかにするとともに、対象期間中に達成すべき重点目標及び本計画に盛り込まれた諸施策の実施状況を多面的に評価・検証するための関連指標を設定する。

(1) アルコール健康障害の発生予防

<重点課題>

- ・ 飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違い、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどを分かりやすく伝えるとともに、不適切な飲酒を防止する社会づくりを通じて、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

<取り組むべき施策>

- ・ 20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者の飲酒リスクの普及啓発及び不適切飲酒を未然に防げるよう、普及啓発に取り組む。
- ・ 将来的なアルコール健康障害の発生につながる健康リスクの高い飲酒習慣や、アルコール関連問題の要因となり得る一時多量飲酒のリスクに対する理解の促進を図る。
- ・ 誰もがアルコール健康障害の問題を我が事と認識できるように、特に健康への影響を受けやすいと考えられる女性・若年者・高齢者などに対し、その特性に応じて留意すべき点等を分かりやすく啓発する。
- ・ 酒類業界においても、国や地方公共団体によるこれらの普及啓発と連携し、不適切な飲酒の誘因防止の観点から、アルコール飲料の広告・表示等における自主的な取組を引き続き進める。

<重点目標>

- ・ 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合を10%（男女合わせた全体の値）まで減少させること。特に、女性については6.4%まで減少させること（※）。
 - ・ 20歳未満の者の飲酒をなくすこと
 - ・ 妊娠中の飲酒をなくすこと
- ~~を重点目標として設定する。~~

※ 健康日本21（第三次）において、「一般に女性は男性に比べて肝臓障害等の飲酒による臓器障害をおこしやすく、アルコール依存症に至るまでの期間も短いことが知られている」として、女性に係る目標値が設定されていることを踏まえたもの。

<評価・検証のための関連指標>

(i-1) 国民の飲酒行動の状況

- ① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合
- ② 問題飲酒者（アルコール使用障害同定テスト（AUDIT）ベース）の割合
- ③ 一時多量飲酒者（過去30日間で一度に純アルコール量60g以上の飲酒）の割合

(ii-2) 飲酒が禁止されている者、飲酒すべきでない者の状況

- ① 20歳未満の飲酒者の割合（調査30日間に1日回でも飲酒した者の割合）
- ② 妊娠中の飲酒者の割合
- ③ 飲酒運転による交通事故件数

（2）アルコール健康障害の進行・重症化予防、再発予防・回復支援

<重点課題>

- ・ アルコール健康障害の早期発見や早期介入により、アルコール健康障害の進行及び重症化を予防し、地域での連携を進めることで、再発予防・回復支援につなげる。

<取り組むべき施策>

- ・ 地域での連携を促進し、誰もがアクセスしやすい相談支援の環境整備を図ることで、アルコール健康障害の支援体制を充実させる。
- ・ 少なくとも市町村単位の各地域において、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の早期発見、早期介入から専門医療、自助グループへの参加等による回復支援に至る関係機関の連携体制（SBIRTS※）の構築を地域の実情に応じて整備推進する。

※ Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups

- ・ かかりつけ医、地域の内科・精神科、救急等と専門医療機関との連携のための資料（以下「手引き」という。）を作成する。また、手引きや飲酒ガイドラインを活用し、一般の医療従事者（内科・救急等）に対して、アルコール依存症の診断・治療に関する正しい知識の普及を図り、アルコール健康障害への早期介入や、地域の一般の医療機関と専門医療機関との円滑な連携を促進する。
- ・ アルコール依存症が疑われる者の推計数と、アルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離（いわゆる治療ギャップ）の社会的背景の1つと考えられるアルコール依存症への誤解や偏見を払拭する。このため、国民の間でのアルコール依存症に対する正しい知識・理解の普及を図るとともに、飲酒ガイドラインを用いて、医療従事者のアルコール健康障害に対する理解を深める。
- ・ アルコール依存症者が治療を受けながら就労継続や再就職が可能なできる環境づくりなど、職域・産業保健分野と連携した取組を推進する。

<重点目標>

- ・ 全ての都道府県・政令指定都市におけるアルコール健康障害対策に関する関係者連携会議の設置・定期的な開催（年複数回）
- ・ アルコール依存症に対する正しい知識・理解を持つ者の割合の継続的な向上
- ・ アルコール健康障害事例の継続的な減少
- ・ 医療機関へつながった新規患者数の増加

を重点目標として設定する。

<評価・検証のための関連指標>

(i-1) 関係機関の連携

- ・ 都道府県・政令指定都市における関係者連携会議の設置・開催状況

(ii-2) アルコール依存症が疑われる者の推計数とアルコール依存症で医療機関を受診した患者数との乖離（いわゆる治療ギャップ）

- ① アルコール依存症で受診した患者数
- ② 依存症専門医療機関における新規受診患者数
- ③ アルコール依存症生涯経験者数（推計）
- ④ アルコール依存症が疑われる者（アルコール使用障害同定テスト（AUDIT）に基づく推計）

(iii-3) アルコール健康障害の重症化予防

- ① アルコール関連性肝疾患で受診した患者数
- ② アルコール関連性肝疾患による死亡者数

(iv-4) アルコール依存症に対する正しい知識・理解を持つ者の割合等

- ① アルコール依存症（者）に対する認識
- ② 飲酒ガイドラインの認知度
- ③ アルコール依存症に関する医療従事者の研修受講数

(3) アルコール健康障害の当事者及びその家族（こどもなど）への支援

<重点課題>

- ・ アルコール健康障害の当事者及びその家族がより円滑に適切な支援に結びつくよう、相談支援体制等を構築する。

<取り組むべき施策>

- ・ アルコール健康障害の当事者及びその家族がアクセスしやすい相談支援の環境整備を図る。
- ・ 医療や福祉などの地域の関係機関や多職種連携の下で、アルコール健康障害の当事者及びその家族を支援する。
- ・ アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援に資するよう、必要な人材の養成や調査研究を推進する。
- ・ アルコール依存症健康障害当事者の家族への支援に係かかる好事例等を収集する、及び、それらを活用して相談支援のガイドラインを作成する
- ・ 特に、こども基本法や子ども・若者育成支援推進法に基づき、ヤングケアラーを含むこども・若者施策の強化が図られていることを踏まえ、以下の取組を推進する。
 - ・ 相談支援における児童福祉部門等との連携の強化
 - ・ 各地域におけるアルコール健康障害対策に関する関係者連携会議の開催等を通じた、地方公共団体の児童福祉部門等との連携体制の構築

- ・ 地域生活支援の従事者や児童福祉部門関係者等に対する研修の推進
- ・ アルコール関連問題を抱える当事者の家族の実態（健康状態やこどもへの影響等）に関する調査の推進

<重点目標>

- ・ 関係者連携会議における児童福祉部門等との連携状況
- ・ アルコール関連問題を抱える当事者の家族への影響などに関する実態把握
~~を重点目標として設定する。~~

<評価・検証のための関連指標>

- (i-1) 関係者連携会議における児童福祉部門・~~女性支援部門等~~との連携状況
- (ii-2) 保健所、精神保健福祉センターにおける相談件数

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

(現状等)

アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害についての正しい理解が進むよう、アルコール健康障害に関わる関係者がさまざまな普及啓発等を実施してきた。

これらの取組により、アルコール健康障害に関する教育の振興が進むとともに、飲酒に伴うリスクに関するきめ細かな啓発や、国民の間でのアルコール依存症に関する適切な認識の普及は一定程度進展した。しかし、未だ十分に理解が浸透しきれていない側面もあることから、引き続き、アルコール依存症に対する正しい知識の普及啓発に努めていく必要がある。

(目標)

国民一人ひとりがアルコール健康障害を「我が事」と認識できるよう、飲酒による身体等への影響の年齢・性別・体質等による違いや、飲酒に伴う疾病・行動などのリスクに関するきめ細かな啓発の推進や、国民の間でのアルコール依存症に関する適切な認識の普及を目標として、以下の施策を実施する。

(1) 学校教育等の推進

① 小学校から高等学校における教育

- 学校教育において、アルコールが心身の健康や、社会に及ぼす影響などを発達段階に応じて正しく認識させること等によって、20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力や態度、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を養う。

【文部科学省】

- 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響及びアルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援のガイドライン等について、周知する。

【文部科学省、厚生労働省】

② 大学等における取組の推進

- 大学等の教職員が集まる会議等において、飲酒に伴うリスク、アルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止及びアルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援のガイドライン等を周知することで、各大学等における入学・進級時のガイダンスや研修等により学生・教職員に正しい知識等の普及を図る等、各大学等における取組を促す。

【文部科学省、厚生労働省】

③ 医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育

- 大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教

育などについて各大学に周知し、啓発等の取組を促す。

【文部科学省、厚生労働省】

- その他の医療、福祉等関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、各種資格の養成課程の教育内容に、アルコール依存症の問題に加え、専門職として学ぶべき基盤である倫理等の内容を位置づけること等を推進するとともに、関係教育機関に必要な周知を行う。

【文部科学省、厚生労働省】

④ 自動車教習所における周知

- 飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。

【警察庁】

(2) 家庭に対する啓発の推進

- 20歳未満の者の飲酒を防止するための家庭における取組に資するよう、当該者の飲酒に伴うリスク等を示した保護者向けの啓発資材を周知し、その活用を図る。

【文部科学省、厚生労働省】

(3) 職場教育の推進

- 交通労働災害の防止の観点から、講習等の機会を活用し、過度な飲酒による影響や飲酒による不適切な状態での動作や判断によって事故や事件を招いてしまう行為などの飲酒に伴うリスクについて、より一層の理解が進むよう事業者を取組を促す。

【厚生労働省】

- 運輸事業における乗務員等の酒気帯び乗務の防止のため、飲酒禁止基準による規制・指導等を適確に実施するとともに、講習・セミナー・マニュアル等を通じ、アルコールに関する基礎知識やアルコール依存症に関する理解等について周知・指導を行う。また、乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について、更なる徹底を図るとともに、各モードの実情に応じて、事業者への情報提供等により、アルコール・インターロック装置の普及促進を図る。

【国土交通省】

(4) 広報・啓発の推進

① 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進

- 国民一人ひとりがアルコールに関連する問題への関心と理解を深め、自らの予防に必要な注意を払って不適切な飲酒を減らすようにするため、飲酒ガイドラインについて分かりやすい広報資材を作成し、広く国民に周知する。

【厚生労働省】

- アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者等の特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。

【厚生労働省、関係省庁】

- 飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識が普及するよう、飲酒ガイドラインの活用などによる啓発活動を推進する。

【厚生労働省】

- 飲酒習慣ががん・循環器疾患をはじめとする生活習慣病や睡眠に及ぼす影響、職場での労働生産性に及ぼす影響など、アルコール関連問題に関する情報を職域・地域を含む社会全体に対し周知するため、飲酒ガイドラインの分かりやすい広報資材などを作成する。

【厚生労働省】

- 地方公共団体等において、子育て（妊産婦）支援や高齢者支援施策と連携し、女性及び高齢者に係るアルコール問題の観点から、アルコール健康障害に関する普及啓発や周知を推進する。

【厚生労働省、こども家庭庁】

- アルコール健康障害に関する知識や認識等に関する幅広い現況調査を実施する。

【厚生労働省】

② アルコール健康障害アルコール依存症等に関する正しい知識・理解の啓発の推進

- 国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール健康障害アルコール依存症等について、以下の3点に重点を置いた啓発を実施する。

(i) アルコール依存症は、本人の意思の弱さによるものではなく、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患（脳の病気）であること、家族等の周囲にも影響を及ぼすこと及び治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること

(ii) アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情報

(iii) 飲酒ガイドラインの内容（飲酒による身体等への影響（~~年齢・性別・体質等による違い等~~）や、~~過度な飲酒による~~影響等疾病発症・行動面のリスク等に関する情報）

※ 啓発に際しては、マスメディアとの連携やSNSの活用等により、訴求力の高い取組の展開を図る。また、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野に入れられるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。なお、生活習慣病のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量：男性 40g 以上、女性 20g 以上）は、個々人の許容量を示したものではない点に留意が必要である。

【厚生労働省】

③ 地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組

- 20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が20歳未満の者や胎児性アルコールスペクトラム障害（FASD）など胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。

【関係省庁、厚生労働省】

- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。

【厚生労働省関係省庁】

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(現状等)

20歳未満の者への酒類販売・供与についての指導・取締が図られ、不適切な飲酒の誘引の防止が推進された。

また、酒類業界では、広告・宣伝等についての自主基準の遵守や企業ホームページにおける年齢認証の導入等、酒類業者による企業等向けの適正飲酒セミナー開催などの取組に加え、酒類の容器へのアルコール量の表示について表示対象容器や表示ルール等の検討を行うなどの取組を進めている。酒類関係事業者には、今後も基本法を踏まえ、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するための自主基準の改定等の取組を講ずることが望まれる。

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 広告

- 酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準について、業界内での周知徹底を図り、遵守を継続するとともに、酒類の交通広告については、特段の配慮を行い、状況に応じて自主基準の見直しを行う。

また、20歳未満の者の飲酒の誘引防止の観点から、企業のホームページにおいて、年齢認証等の導入に努めていく。

さらに、電子広告などの新たな広告媒体においても、20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者及びアルコール依存症の当事者に対して飲酒を誘引しないよう特段の配慮を行う。

【国税庁】

- 国は、広告等が依存症である者にどのような影響を与えるのかについて科学的知見の集積を図り、酒類業界は、知見を踏まえて必要な取組を検討する。

【厚生労働省、国税庁】

(2) 表示

- 酒類業界は、20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、引き続き、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上を図る。

【国税庁】

- 酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及状況や、飲酒ガイドラインの内容、活用・周知の状況や業界内での合意事項も踏まえ、酒類の容器へのアルコール量の表示の取組を推進する。

【国税庁】

(3) 販売

- 酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。また、20歳未満の者の飲酒防止、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、泥酔者等への酒類販売防止等の社会的要請への対応が困難な無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者への指導を継続する。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた「酒類の公正な取引に関する基準」等に則り販売価格を設定することが望まれる。

【国税庁】

- 酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りを徹底する。

【警察庁】

(4) 提供

- 風俗営業の管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。

【警察庁】

- 風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。

【警察庁】

(5) 少年補導

- 酒類を飲用等した少年の補導を徹底する。

【警察庁】

3. 健康診断及び保健指導

(現状等)

地域の連携会議の開催などの事業実施を通して、アルコール健康障害予防に関する体制整備が図られてきた。また、アルコール健康障害の発生や進行を予防するためには、様々な機関における早期のスクリーニングとブリーフインターベンション(※)の取組の普及が重要であることから、SBIRTSの普及を図った。

※ 実在又は潜在的なアルコール問題を特定し、対象者の飲酒行動に変化をもたらすことを目的とした短時間のカウンセリングなど、個人がそれについて何か行動するように動機づける実践である。

地域の健康診断及び保健指導においては、保健所を中心とした先進的な取組が図られている自治体が見られるものの、全国的には取組が十分に進んでいない。また、労働者から相談があった場合等に適切な機関につなぐことができるよう、産業保健スタッフ等に対して、アルコール健康障害に関する啓発を進めていくことが重要である。

(目標)

地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備、専門医療機関等との連携の強化を目標として、以下の施策を講じる。

(1) アルコール健康障害の早期発見、早期介入の推進

- アルコール健康障害の早期発見・早期介入の取組を推進するため、健康診断や保健指導において、飲酒ガイドライン等を参考に、アルコール健康障害に関する正しい知識の周知・啓発を推進する。また、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】(令和6年4月)」により、特定健診で肝機能障害を認めた場合の対応方法(「肝機能検査に関するフィードバック文例集」を活用した保健指導や受診勧奨の実施)や、アルコール健康障害に早期に介入するための手法(ブリーフインターベンション及び専門医療機関への受診推奨の実施等)の普及を図る。

【厚生労働省】

(2) 地域における対応の促進

- アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携体制づくりを進める。

【厚生労働省】

- 地方公共団体等において、保健師等、アルコール健康障害対策担当者に対し、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向・調査研究の成果等を提供し、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。

【厚生労働省】

(3) 職域における対応の促進

- 医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。また、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーを通じて、飲酒ガイドラインや、専門医療機関、自助グループ等の取組の認知

度向上を図り、職域において健康に資する取組を促進する。

【厚生労働省】

○ 職域での不適切な飲酒をなくすため、事業者に対し、望ましい対応（アルコールチェックに反応するなど飲酒傾向が強い者に対するアルコール教育、減酒のサポート、受診の勧奨等）を周知するなど、産業保健部門と安全管理部門の双方向の連携を図る。特に、アルコールチェックが義務付けられている事業者は、その適切な実施に加え、乗務員に対してアルコール依存症のリスクを正しく周知するとともに、必要に応じて医療機関への受診の促進に努める。

【厚生労働省、関係省庁】

(4) アルコール健康障害に関する調査研究

○ 飲酒が健康に及ぼす影響やアルコール健康被害を予防するための早期介入手法及び不適切量の飲酒の実態把握等に関して、調査研究を行う。

【厚生労働省】

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(現状等)

各都道府県に1か所以上の専門医療機関が設置されたことや、アルコール健康障害の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられる体制の整備が進められたほか、アルコール依存症の治療等に係る人材育成が進められたことにより、地域でのアルコール依存症医療の推進が図られた。しかし、一部の自治体で未だ専門医療機関が設置されていないことから引き続き対応が必要となる。

(目標)

アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関を整備するとともに、かかりつけ医や一般の精神科医療機関など地域の医療機関が連携し、各地域における医療連携の推進を図ることを目標として、以下の施策を実施する。

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

- 治療が必要な方が適切な医療につながり、その居住する地域に関わらず質の高い医療を必要なときに受けられるよう、都道府県等において、アルコール健康障害に対応できる専門医療機関を例えば2次医療圏単位で整備するなど、地域の実情に応じた取組を進める。

【厚生労働省】

- 今後作成する手引きを活用し、かかりつけ医、地域の内科・精神科、救急等と専門医療機関との連携を進め、より身近な場所で、アルコール健康障害の適切な治療を受けられる医療提供体制の構築を促進する。

【厚生労働省】

- アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため、飲酒ガイドラインや手引きなどを用いた研修を医療従事者に対して実施し、重症度に応じた専門的な治療やリハビリテーションに関わる人材育成を図る。研修の実施に当たっては、アルコール健康障害の自助グループやソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）とも連携する。なお、受講者の利便性の観点などから、オンデマンドによる開催について検討を進める。

【厚生労働省】

- 臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への適切な診療能力を持った医師の育成を図る。

【厚生労働省】

- 各都道府県におけるアルコール健康障害に係る治療、普及啓発及び人材育成の中心となる拠点医療機関の整備を促進する。

【厚生労働省】

(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

- 各地域において、アルコール健康障害の早期発見、早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（SBIRTS※）の構築を推進する。

~~※ Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups~~

【厚生労働省】

- 保健師やソーシャルワーカー等の職員が、依存症のスクリーニングやカウンセリング、専門医療機関への紹介、自助グループ等へのつながりを行うことにより、依存症患者の早期発見、早期対応が図られるよう、好事例の収集・周知を行う。

【厚生労働省】

- 内科、産婦人科などの地域の医療従事者に対し、アルコール依存症、生活習慣病リスクや、女性の飲酒に伴う特有の健康影響等のアルコール健康障害に関する知識、家族への支援や自助グループ等との連携の重要性についての理解を促進するため、飲酒ガイドラインや手引きを周知する。

【厚生労働省】

- 例えば、かかりつけ医と精神科医との連携の促進など、アルコール健康障害に係る医療の充実に向けて、診療報酬のあり方の検討に資するように、そのコストと有用性に係る知見の集積を進める。

【厚生労働省】

(3) 医療の充実に資する研究の推進

- アルコール依存症に対する治療法の研究などのアルコール健康障害の医療に関する研究を進める。

【厚生労働省】

(4) アルコール依存症の当事者及びその家族に対する支援

- アルコール依存症当事者やその家族に対する地域での相談支援を充実させるため、ガイドライン等を作成し、専門医療機関等に対して幅広く周知する。

【厚生労働省】

- 専門医療機関において、手引きを活用し、自助グループの機能や効果を伝えることなどにより、アルコール依存症当事者やその家族が自助グループへつながるよう取組を推進する。

【厚生労働省】

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(現状等)

関係機関との連携会議の実施、取消処分者講習における相談機関の紹介や自助グループの活用といった地域の関係機関の連携により、飲酒運転等をした者やその家族を適切な支援につなぐ体制の構築が進められた。

一方、飲酒運転を繰り返す者の背景にはアルコール依存症の問題がある可能性があること、また、アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることが指摘されている。さらに、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等による暴力との関係、身体運動機能や認知機能が低下することによる様々な事故との関連も指摘されている。

このため、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者やその家族に対し、必要に応じて、適切な支援をしていくことが求められている。

(目標)

飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 飲酒運転をした者に対する指導等

- 飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。また、飲酒運転をした者の家族についても、その求めに応じ同様の取組を推進する。

【警察庁、厚生労働省】

- 飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が医療機関等における治療や相談を受けにいっしょに。また、アルコール依存症が疑われる者の割合、飲酒運転が生じた背景等の調査結果を踏まえるなどし、受講者自身の気付きのきっかけとなるように講習の内容等の見直しを進める。

【警察庁、厚生労働省】

- 飲酒運転による受刑者や保護観察対象者等に対しては、刑事施設や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を引き続き推進するほか、刑事施設において飲酒運転による受刑者に対するアルコール依存回復プログラムの実施施設を拡大したことを踏まえ、刑事施設や保護観察所における指導の充実について検討する。

【法務省】

- 飲酒運転をした者について、年齢層等の分析を行い、その結果を積極的に広報する。

【警察庁】

- 飲酒運転の根絶に向け、交通安全教育等の機会や都道府県警察のウェブサイトにおいて、アルコール依存症のスクリーニングテスト等について、積極的に広報を行うことで、アルコール依存症のおそれのある者やその家族の気付きのきっかけとなるような取組を進める。

【警察庁】

- 地域における飲酒運転防止条例の制定状況などを含めた最新の取組事例を収集・周知する。

【厚生労働省】

- 飲酒運転をした者について、その頻度や動機、アルコール使用障害が疑われる者の割合、医療機関の受診経験等の実態を把握するための調査を実施する。

【厚生労働省】

(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する支援指導等

- 暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等を行った者及び当事者の子ども・きょうだい(ヤングケアラーを含む。)や配偶者、親などその家族等を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

【関係省庁、厚生労働省】

- アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、アルコール依存症が疑われる者について、地域の関係機関が連携の上、必要に応じて精神科医療につなげるとともに、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点を踏まえつつ、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、包括的な対応を推進する。

また、自殺・うつ・アルコール問題の相互の関連性を踏まえ、相談機関の連携体制の整備、総合的な相談対応ができる人材養成、自殺予防の啓発や、飲酒後の自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の対策を推進する。

【厚生労働省】

- 地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集・周知する。

【厚生労働省】

6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等

(現状等)

全都道府県に相談拠点が設置され、相談体制の構築が進められ、定期的な連携会議の開催などによる連携の促進により、地域における適切な相談支援体制が構築されつつある。

しかし、依然として本人や家族が相談窓口にたどりつかず、必要な支援につながらないケースもあることが指摘されている。

このため、相談拠点の一層の周知や、関係機関との更なる連携強化を図るとともに、相談支援にアクセスしやすい環境整備を進めることが求められる。

(目標)

地域において、相談、治療、回復支援に関係する機関等の連携の促進等により、アルコール関連問題を有している者とその家族が適切な相談支援を確実に受けられる体制を強化することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 関係機関と連携した相談支援の推進

- 都道府県等において、アルコール健康障害を有している者やその家族が地域の相談支援にアクセスしやすいように、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした相談拠点を広く分かりやすく周知する。

【厚生労働省】

- こども・きょうだい（ヤングケアラーを含む。）、配偶者、親など、当事者の家族が抱える課題の解決に向けた支援がなされるよう、都道府県等において、精神保健福祉センターや保健所等と、児童福祉部門や女性支援部門、DV相談支援部門、教育部門等の関係機関との連携を強化する。

【厚生労働省、こども家庭庁関係省庁】

- アルコール健康障害の当事者及びその家族について、相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるように、都道府県等において、定期的な連携会議の開催等を通じて、地域の行政（アルコール健康障害対策部門だけではなく、児童福祉部門や女性支援部門、DV相談支援部門、教育部門等を含む。）・医療機関・自助グループ・回復支援施設等のアルコール関連問題の関係機関における連携体制を構築し、よりきめ細やかな地域単位での顔の見える関係づくりに取り組む。

【厚生労働省、関係省庁こども家庭庁】

- 各地域の依存症治療拠点機関、精神保健福祉センター等において、保健所及び福祉事務所、地域包括支援センター等のアルコール関連問題に関する関係機関に対し、相談支援の従事者等の研修、実地指導、啓発等を行うことにより、連携体制の強化を図り、アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援に向けた取組を推進する。

また、潜在的にアルコール健康障害を有する者やその家族等に対応する機会がある地域生活支援の従事者や児童相談所職員、やこども家庭センター職員、女性相談

支援センター職員、配偶者暴力相談支援センター職員、教育部門職員などに対して、アルコール健康障害の特性を踏まえた支援の研修を推進する。国においては、これらの取組の実施に向けた支援を行う。

【厚生労働省、関係省庁】

- アルコール関連問題の解決に向けては、依存症当事者のみならず、その家族への支援の重要性を踏まえ、精神保健福祉センター及び保健所は、専門医療機関、福祉分野の関係機関及び民間団体と連携しつつ、依存症当事者や家族を対象とした支援プログラムを積極的に実施、周知する。また、国において、これらの支援プログラムの実施に向けた支援を行う。

【厚生労働省】

(2) 相談支援の充実

- 都道府県等においては、保健所による中小企業への普及啓発や出前講座、保健所主催のミーティングの開催等の取組を促進するなど、地域及び職域での様々な場面における相談支援を充実させる。

【厚生労働省】

- 国において、アルコール依存症当事者やその家族に対する相談支援が地域で包括的に行われるよう、事例の収集に取り組み、ガイドライン等を作成する。ガイドラインには、家族からの相談を受けるに当たって必要な知識のほか、自助グループ等の支援団体を紹介する、虐待やDVが疑われる場合には関係機関につなぐといった対応等についても記載する。また、支援の具体的事例を収集した上で、ガイドラインに盛り込む。

【厚生労働省】

- アルコール関連問題を有する当事者の家族の身体的健康・精神的健康・経済的困難と、当事者の子こどもへの影響などの実態について調査を行う。

【厚生労働省】

7. 社会復帰の支援

(現状等)

アルコール依存症が回復できる病気であることの普及啓発やハローワーク等による就労・復職の支援、依存症問題に取り組む民間団体への支援により、**アルコール依存症者の**円滑な社会復帰の促進が図られた。しかし、依然として、職場を含む社会全体において、アルコール依存症に関する理解が不足しているため、各種の支援制度の利用につながりにくい**状況にある**ことが考えられる。

(目標)

アルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を充実させるとともに、地域における自助グループ、回復支援施設と職域の関係者との情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標として以下の施策を実施する。

(1) 就労及び復職の支援

- アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、職域を含めた社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。

【厚生労働省】

- アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労及び再就職について、偏見**な無**く行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。また、アルコール依存症**である**者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげられるように、ハローワークの障害者担当者等にアルコール依存症の知識及び対応方法の向上に向けた周知・啓発の取組を実施する。

【厚生労働省】

- 治療しながら**就業就労**を継続するためには、職場の人事担当者、産業保健に携わる専門スタッフ等のサポートが重要であることから、職域における人材の育成・確保に向けた取組を行うとともに、地域の自助グループや回復支援施設等と必要な連携を図りながら、治療と**就業就労**の両立の取組を促進する。また、これらの先進的な取組事例について周知する。

【厚生労働省】

(2) アルコール依存症からの回復支援

- 精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復支援施設を活用する。

また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、その家族への支援や女性及び高齢者特有の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。

【厚生労働省】

8. 民間団体の活動に対する支援

(現状等)

依存症患者や家族の支援に取り組む民間団体等の活動への支援、シンポジウムやイベントにおける自助グループ等との連携により、国、地方公共団体における自助グループや民間団体との連携が推進された

アルコール依存症の回復においては、自助グループが重要な役割を果たしているが、会員数が減少している、新入会員が入会しない、会員が高齢化している等の問題がある。

自助グループの取組を支援し、さらに、啓発・相談支援等で自発的な活動を行っている民間団体と連携し、その機能を活用する取組を進めることが求められる。

(目標)

国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携の推進、自助グループの活動の活性化支援、幅広い周知を目標として、以下の施策を実施する。

- 地方公共団体において、会場の提供や広報など、自助グループの活動に対する必要な支援とともに、自助グループや家族会の立ち上げの支援を推進する。
【厚生労働省】
- 精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、相談支援における連携を含め、自助グループ及び回復支援施設を地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を積極的に提供していく。
【厚生労働省】
- 自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割や意義を広く啓発し、社会全体での自助グループに関する認知度を高める。
【厚生労働省】
- アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、自助グループや民間団体との連携を進める。
【厚生労働省】
- 国は、依存症者の支援等を行う自助グループ、民間団体、関連の職能団体等の活動の推進や理解の促進に資するよう、その活動状況や課題、効果等についての調査研究を行う。
【厚生労働省】

9. 人材の確保等（基本的施策1～8に掲げる該当項目を再掲）

アルコール健康障害対策及びアルコール関連問題の対応に必要な人材を養成する。

1. 教育の振興等

（1）学校教育等の推進

① 小学校から高等学校における教育

- 学校教育において、アルコールが心身の健康や、社会に及ぼす影響などを発達段階に応じて正しく認識させること等によって、20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力や態度、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を養う。

【文部科学省】

③ 医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育

- 大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて各大学に周知し、啓発等の取組を促す。

【文部科学省、厚生労働省】

- その他の医療、福祉等関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、各種資格の養成課程の教育内容に、アルコール依存症の問題に加え、専門職として学ぶべき基盤である倫理等の内容を位置づけること等を推進するとともに、関係教育機関に必要な周知を行う。

【文部科学省、厚生労働省】

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

（3）販売

- 酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。また、20歳未満の者の飲酒防止、飲酒に起因する各種の事件、事故、トラブルの防止や、泥酔者等への酒類販売防止等の社会的要請への対応が困難な無人店舗での酒類販売を行わないよう、酒類業者への指導を継続する。

なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた「酒類の公正な取引に関する基準」等に則り販売価格を設定することが望まれる。

【国税庁】

（4）提供

- 風俗営業の管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の者への酒類提

供の禁止の周知を徹底する。

【警察庁】

3. 健康診断及び保健指導

(1) アルコール健康障害の早期発見、早期介入の推進

- アルコール健康障害の早期発見・早期介入の取組を推進するため、健康診断や保健指導において、飲酒ガイドライン等を参考に、アルコール健康障害に関する正しい知識の周知・啓発を推進する。また、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】(令和6年4月)」により、特定健診で肝機能障害を認めた場合の対応方法(「肝機能検査に関するフィードバック文例集」を活用した保健指導や受診勧奨の実施)や、アルコール健康障害に早期に介入するための手法(ブリーフインターベンション及び専門医療機関への受診推奨の実施等)の普及を図る。

【厚生労働省】

(2) 地域における対応の促進

- 地方公共団体等において、保健師等、アルコール健康障害対策担当者に対し、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向・調査研究の成果等を提供し、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。

【厚生労働省】

(3) 職域における対応の促進

- 医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。また、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーを通じて、飲酒ガイドラインや、専門医療機関、自助グループ等の取組の認知度向上を図り、職域において健康に資する取組を促進する。

【厚生労働省】

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

- アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため、飲酒ガイドラインや手引きなどを用いた研修を医療従事者に対して実施し、重症度に応じた専門的な治療やリハビリテーションに関わる人材育成を図る。研修の実施に当たっては、アルコール健康障害の自助グループやソーシャルワーカー(社会福祉士、精神保健福祉士等)とも連携する。なお、受講者の利便性の観点などから、オンデマンドによる開催について検討を進める。

【厚生労働省】

- 臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への適切な診療能力を

持った医師の育成を図る。

【厚生労働省】

6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等

- 各地域の依存症治療拠点機関、精神保健福祉センター等において、保健所及び福祉事務所、地域包括支援センター等のアルコール関連問題に関する関係機関に対し、相談支援の従事者等の研修、実地指導、啓発等を行うことにより、連携体制の強化を図り、アルコール健康障害の当事者及びその家族への支援に向けた取組を推進する。

また、潜在的にアルコール健康障害を有する者やその家族等に対応する機会がある地域生活支援の従事者や児童相談所職員、こども家庭センター職員、女性相談支援センター職員、配偶者暴力相談支援センター職員、教育部門職員などに対して、アルコール健康障害の特性を踏まえた支援の研修を推進する。国においては、これらの取組の実施に向けた支援を行う。

【厚生労働省、関係省庁】

7. 社会復帰の支援

(1) 就労及び復職の支援

- アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労及び再就職について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。また、アルコール依存症者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげられるように、ハローワークの障害者担当者等にアルコール依存症の知識及び対応方法の向上に向けた周知・啓発の取組を実施する。

【厚生労働省】

(2) アルコール依存症からの回復支援

- 精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復支援施設を活用する。

また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、その家族への支援や女性及び高齢者特有の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。

【厚生労働省】

10. 調査研究の推進等（基本的施策1～8に掲げる該当項目を再掲）

アルコール関連問題 **アルコール健康障害**に関する更なる実態把握や、各基本的施策に位置づけられた取組の効果等の分析に資するように、関連データの集積を進める。

3. 健康診断及び保健指導

（4）アルコール健康障害に関する調査研究

- 飲酒が健康に及ぼす影響やアルコール健康被害を予防するための早期介入手法及び不適切量の飲酒の実態把握等に関して、調査研究を行う。

【厚生労働省】

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

（1）アルコール健康障害に係る医療の質の向上

- アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため、飲酒ガイドラインや手引きなどを用いた研修を医療従事者に対して実施し、重症度に応じた専門的な治療やリハビリテーションに関わる人材育成を図る。研修の実施に当たっては、アルコール健康障害の自助グループやソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）とも連携する。なお、受講者の利便性の観点などから、オンデマンドによる開催について検討を進める。

【厚生労働省】

（2）医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

- 例えば、かかりつけ医と精神科医との連携の促進など、アルコール健康障害に係る医療の充実に向けて、診療報酬のあり方の検討に資するように、そのコストと有用性に係る知見の集積を進める。

【厚生労働省】

（3）医療の充実に資する研究の推進

- アルコール依存症に対する治療法の研究などのアルコール健康障害の医療に関する研究を進める。

【厚生労働省】

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

（1）飲酒運転をした者に対する指導等

- 飲酒運転をした者について、年齢層等の分析を行い、その結果を積極的に広報する。

【警察庁】

- 地域における飲酒運転防止条例の制定状況などを含めた最新の取組事例を収集・周知する。

【厚生労働省】

- 飲酒運転をした者について、その頻度や動機、アルコール使用障害が疑われる者の割合、医療機関の受診経験等の実態を把握するための調査を実施する。

【厚生労働省】

6. アルコール依存症の当事者及びその家族に対する相談支援等

- アルコール関連問題を有する当事者の家族の身体的健康・精神的健康・経済的困難と、当事者のこどもへの影響などの実態について調査を行う。

【厚生労働省】

V 推進体制等

1. 関連施策との有機的な連携について

アルコール健康障害対策の推進に当たっては、アルコール関連問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、関係省庁がアルコール健康障害対策推進会議等の場を通じ、相互に必要な連絡・調整を行うとともに、事業者、関係団体等とも連携を図り、その取組を推進するものとする。

2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定等について

基本法第 14 条において、都道府県は都道府県計画を策定し、また、少なくとも 5 年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないとされている。

国の基本計画（第 3 期）は、政府としての基本的な取組を定める計画であるが、地域におけるアルコール健康障害対策の着実な推進を図るには、都道府県や政令指定都市を中心とした地域としての一体的なアルコール健康障害対策への取組が必要である。

このため、都道府県においては、国の基本計画（第 3 期）を基本としつつ、当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果の評価を踏まえ、都道府県計画の策定及び必要な変更を適時に進めることが重要である。

3. アルコール健康障害対策推進基本計画の見直しについて

基本法第 12 条第 4 項では、「政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 5 年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」と定められている。

基本計画（第 3 期）でも、重点目標及び基本的施策の目標の達成状況について定期的に調査・点検を行い、計画全体の進捗状況の把握とともに、アルコール健康障害対策の効果の評価を行うことにより、目標達成に向けた取組を推進する。この評価を踏まえ、基本計画（第 3 期）について検討を行った上で、必要があると認めるときには、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、基本計画（第 3 期）を変更する。

基本計画（第 3 期）の対象期間において、アルコール健康障害対策の関連データの更なる集積を進め、客観的データに基づく次期基本計画の検討につなげる。

5 年間の計画対象期間が終了する前であっても、必要があれば、基本計画（第 3 期）に変更を加える。

みんなに知ってほしい 飲酒のこと

飲酒は健康だけでなく、様々な影響をおよぼします。
一人ひとりがアルコールのリスクを理解し、
どのような影響があるか、自分にあった飲酒量を決め、
健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

あなたの行動をチェック！

お酒との付き合い方を見直してみよう

重要!!

- **自らの飲酒状況などを把握する**
- あらかじめ量を決めて飲酒する
- 飲酒前、飲酒中に食事をとる
- 飲酒の合間に水を飲む
- 1週間のうち、飲まない日を設ける

以下のような飲酒や飲酒後の行動は避けましょう

- 一時多量飲酒(急いで飲まないようにしましょう)
- 他人への飲酒の強要
- 不安や不眠を解消するための飲酒
- 病気など療養中の飲酒や服薬後の飲酒
- 飲酒中、飲酒後の運動や入浴

飲酒チェックツール

飲酒量チェック

アルコールウォッチ

飲酒運転防止



自分が飲んだお酒の種類を選ぶと、簡単に総飲酒量(純アルコール量)とお酒の分解にかかる時間が計測できます。自分の健康を管理するための方法の1つとして、活用してみましょう。



お酒の影響を受けやすい ③ つの要因とは

1

年齢の違いによる影響

高齢者は体内の水分量の減少等で、若い頃と同じ飲酒量でもアルコールの影響が強く現れ、**転倒、骨折、筋肉の減少**の危険性が高まります。

20歳代の若年者は脳の発達の途中であり、**健康問題のリスク**が高まる可能性があります。

2

性別の違いによる影響

女性は、一般的に男性と比べて体内の水分量が少なく、**分解できるアルコール量も少ない**ため、**アルコールの影響を受けやすい**ことが知られています。

3

体質の違いによる影響

体内の分解酵素の働きの強弱などが個人によって大きく異なり、**顔が赤くなったり、動悸や吐き気**を引き起こす可能性があります。

他にも

過度な飲酒による影響

長期・大量に飲酒することによる「発症」

- アルコール依存症・生活習慣病・肝疾患
- がん など

飲酒後にトラブルが発生「行動面」

- 高所での作業による事故・怪我や他人とのトラブル
- 火気を伴う器具類の扱いによる事故 など

<飲酒にかかる留意事項> ・ 飲酒運転や20歳未満の飲酒は法律で禁止されています ・ 妊娠中や体質的にお酒を受け付けられない人は飲酒を避けましょう



あなたの飲酒を見守る



アルコール ウォッチ



飲んだお酒を選ぶと

純アルコール量 と 分解時間を計算します

＼ スマホで簡単&スグ計算! ／

登録不要

WEB ページで
気軽にチェック



飲酒運転は法律で
禁止されています。



妊娠中や体質的に
お酒を受け付けられない人は
飲酒を避けましょう。

岡山県アルコール健康障害対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 アルコール健康障害対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県アルコール健康障害対策連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項に関する意見交換を行うものとする。

- (1) 県のアルコール健康障害対策に関する計画の策定及び変更
- (2) その他アルコール健康障害対策に関する施策の計画的な推進

(組織)

第3条 会議は、委員18名以内で組織する。

- 2 委員は、保健医療関係者、当事者又はその家族、事業者、行政職員、教育及び警察関係者のうちから知事が任命する。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、岡山県保健医療部健康推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岡山県アルコール健康障害対策推進連携会議の公開について

(審議会等の設置及び運営等に関する指針)

(1) 協議会の公開について

- ・会議は原則公開とする。
- ・但し、出席委員の3分の2以上の多数で非公開とすることを議決した場合は、非公開となる。

(2) 開催の周知

- ・会議開催の前までに、開催について報道機関に発表するとともに、健康推進課ホームページに掲載する。

(3) 報道機関への公開

- ・会場内に報道席を設け、会議の取材を可能とする。

(4) 一般県民への公開

- ・会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を可能とする。
- ・傍聴者の定員は5名程度(先着順)とし、開議前に受け付ける。
- ・議事の進行を妨げる者に対しては、議長より退場を命ずることができる。
- ・その他詳細は別紙「会議傍聴要領」とおりとする。

(5) 議事概要等の公開

- ・議事概要及び会議資料は、会議終了後健康推進課ホームページに掲載する。

《参考》

【非公開とすることができる事例の概要】

- 法令又は条例の定めるところにより公にすることができないとされている情報
- 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- 県の機関、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

傍 聴 要 領

岡山県アルコール健康障害対策連携会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、会議の会長の許可を受けただうえで、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。